

隨水右壤、隨水右壤、此皆廣川大水、山林谿谷、不食之地也、王雖有之、不爲得地、是王有毀楚之名、而無得地之實也、

「不食之地」……五穀の生えぬ土地なり、しかのみならず、大王には、楚を攻めむには、何方よりか軍兵を繰り出したまふべき、大王には、其の通路を年來の仇讐怨敵なる韓、魏に借らむとしたまはむか、さらば軍兵の出發したる當日より、大王には、其の生きて返らざらむことを心配したまふならむ、是れ大王には、兵力をもて、年來の仇讐怨敵なる韓、魏に資給したまふことなればなり、若し又之れを避けむとて、其の通路を年來の仇讐怨敵なる韓、魏に借りたまはざらむには、屹度隨水の右手の土地を攻めたまふならむ、隨水の右手の土地は、皆廣き川、大なる水、山林谿谷などの如き、五穀の生えぬ土地なれば、大王には、之れを攻め取りたまふとも、土地を手に入れられたりとはせられざらむ、是れ大王には、楚の國を毀損せり、名義のみありて、土地を手に入れられたる實益なきなり、

且王攻楚之日、四國必悉起兵以應王、秦、楚之兵構而不離、魏氏將出而攻留方與銅湖陵、碭蕭相、故宋必盡、齊人南面攻楚、泗上必舉、此皆平原四達膏腴之地、而使獨攻、王破楚以肥韓、魏於中國而勁齊、韓、魏之彊、足以校於秦、齊南以泗水爲境、東負海、北倚河、而無後患、天下之國、莫彊於齊、魏、齊、魏得地葆利、而詳事下吏、一年之後、爲帝未能、其於禁王之爲帝有餘矣、夫以王壤土之博、人徒之衆、兵革之彊、壹舉事而樹怨於楚、遲令韓、魏歸帝重於齊、是王失計也、

「四國」……齊、趙、韓、魏なり、「構而不離」……萬藤を結びて解けぬなり、「校」……敵對するなり、「葆」……保と通す、「詳」……佯に同じ、詐るなり、「下吏」……秦の下役なり、「遲令」……韓、魏歸帝重於齊……遅は、一本には、還に作り、還は、又なり、歸帝は、帝號を歸せしむるなり、又韓、魏をして帝號を齊に歸せしめて、齊を重んぜしむるなり、戰國策には、「誠合韓、魏歸帝重於齊」とあるて、秦の命令を自ら

朝、魏に屈せしめて、帝號の重きを齊に歸すること、せり、
しかのみならず、大王の楚を攻めたまはむ日には、齊、趙、韓、魏の四箇國は、屹度殘らず軍兵を繰り出でて、大王に應援するならむ、秦と楚との軍兵、萬藤を結びて解けざらむには、魏は、其の間に別隊を繰り出して、以前の宋の土地なる留方與と鉛と湖陵と碭と蕭と相との七邑を攻めむとするならむ、さらば、以前の宋の土地は、殘らず魏の手に入るならむ、又齊の人は、南へ向ひて、楚を攻めば、泗水の近邊は、屹度齊にかかりにせられむ、此の七邑と泗水の近邊とは、皆平坦なる原野にして、四方に通達したる膏腴肥沃の土地なるを、既と齊とをして、獨り専ら攻めして、隨意に之れを取りしむること、ならむ、大王には、楚を破りたまひて、韓、魏の二國を中央の國土に肥えさせて、齊の力を勁くせば、韓、魏の張きことは、秦に敵對するに足りむ、齊は、南の方は、泗水をもて國境とし、東の方は、大海を背負ひ、北の方は、河水に倚りもたれて、三方共に要害堅固なれば、後日の心配なからむ、さて、此のやうになりたれば、天下中の國よにて、齊と魏とより強き者は、なからむ、其の齊と魏と、新たに土地を手に入れて、利益を保ちながら、詐りて表面上に恭順を表して、秦の下役に敬ひ事へたらむには、一年程も立ちたる後に、此の兩國は、天下に帝となることは、まだ叶ふまじけれど、其の大王の天下に帝となりたまふことを禁じ止むることに於ては、餘りある程の力あらむ、全體、大王の土地領分の廣きと、人徒士卒の多きと、兵革武器の強きとをも、一たび事を擧げ起こして、怨みを楚の國に樹立して、又韓、魏をして帝號を齊に歸せしめて、齊を重んぜしめられむとするは、是れ大王の御失策なり、
又「歸」は、當時最も大なれば、又提出して、一折を作せり、最も輕重ありと、
又「歸」は、當時最も大なれば、又提出して、一折を作せり、最も輕重ありと、
臣爲王慮莫若、善楚、秦、楚合而爲一、以臨韓、韓必斂手、王施以東山之險、帶以曲河之利、韓必爲關內之侯、若是而王以十萬戍鄭、梁氏寒心、許鄖陵嬰城、而上蔡、召陵不往來也、如此而魏亦關內侯矣、王壹善楚而關內兩萬乘之主、注地於齊、齊右壤可拱手而取也、王之地一經兩海、要約天下、是燕、趙無齊、楚、齊、楚無燕、趙也、然後危動燕、趙、直搖齊、楚、此四國者、不待痛而服矣、

「斂手」……手を引くなり、「施」……施し設くるなり、戰國策には、襟に作り、「東山」……華山なり、「帶」……帶びの如くに引き廻すなり、「關内侯」……國境の關門の内の諸侯なり、「梁氏」……魏の國をいふ、「寒心」……膽を冷やすなり、「拱手」……腕組みをするなり、「經南海」……西海より東海へ亘るなり、「要約」……約束なり、
又「臣大王の爲めに熟慮するに、楚と中善くしたまふに如くはなし、秦と楚と合體して、一國となりて、韓に臨み向は、韓は、屹度閉口して、

手を引くならむ、大王には、東山即ち華山の険阻を施し設け、曲河の便利を帶びの如くに引き廻して、山河の要害を堅固にしたまはゝ、韓は屹度大王の藩臣となりて、秦の國境の關門の内の諸侯とならむ、此のやうにして、大王には、十萬人の兵卒をもて、鄭の地に東成せしめたまはゝ、梁氏即ち魏は、脇を冷やして、恐れ入るならむ、さらば、魏の許と鄧陵との地は、手を束ねて築城して、魏の上蔡と召陵との地は、許と鄧陵とへ往來すること叶はずらむ、此のやうにして、魏の交通を絶ち切らば、魏も亦大王の藩臣となりて、秦の國境の關門の内の諸侯とならむ、大王には、一たび楚と中善くせられて、秦の國境の關門の内に、一萬輛の兵車を持つて、韓、魏兩國の君主を立て置かれて、齊の國と地面接きになりたまはゝ、齊の西なる右手の土地は、施組みをして取らる、ならむ、大王の領地は、一たび西海より東海へ亘りて、天下の諸侯と約束したまはゝ、燕、趙には齊、楚なく、齊、楚には燕、趙なく、雙方互に教ふこと叶はずらむ、然る上にて、燕、趙を威し付けて、其の國々を危からしめ、動搖せしめて、同時に、直ちに齊、楚を威し付けて、其の國々を動搖せしめたまはむには、此の四箇國は、攻伐の苦痛を受くるを得たゞして股從せむ」と、以上、黃歇の言葉なり。

文注 淩稚隆の曰はく、此の書、諭論千翻百轉したれども、其の要論は、只、莫若、善し楚の一句に在り、文字何等の繁縝なると、○屠隆の曰はく、韓、魏、齊をもて又三疊と作して收拾せり、歩々漸く案しと、

昭王曰、善。於是乃止。白起而謝韓、魏、發使賂楚、約爲與國、黃歇受約歸楚。

昭王其の書面を見て曰はく、「至極尤なり」と、是に於て、白起の出陣を差し止めて、韓、魏の兩國へ楚を伐つことを見合はせたる由を断りつ、使者を差し立て、楚の國へ賄賂を贈りて、秦、楚は、以來仲間の國となるべきことを約束したれば、黃歇は、是れにて安心して、其の約束を受け取りて、楚へ歸りけり。

楚使歇與太子完入質於秦。秦留之數年。楚頃襄王病。太子不得歸。而楚太子與秦相應疾。秦不如歸。其太子、太子得立。其事秦必重。而然、歇曰、今楚王恐不起。疾。秦不如歸。其太子、太子得立。其事秦必重。而德相國無窮。是親與國而得儲萬乘也。若不歸。則咸陽一布衣耳。楚更立太子。必不事秦。夫失與國而絕萬乘之和。非計也。願相國孰慮之。

註解「得儲萬乘也」……太子を儲といふ。萬乘の太子を此方に立つることを得るなり。「布衣」……布子を著たる者なり。士の仕人として微賤なる者をいふ。「孰」……孰に同じ。
註解 楚は、秦と仲間の國となりたれば、黄歇をして、太子の完と共に入りて、秦に人質とならしめしに、秦は、之れを引き留め置くこと、數年に及びて、楚の頃襄王大病になりたれど、太子歸國することを得ず。而して、楚の太子は、秦の宰相なる應侯の允諾と中善く交はりたり。是に於て、黄歇應侯に説いて曰はく、「相國は、誠に楚の太子と中善きか」と、應侯の曰はく、「さなり」と、黄歇の曰はく、「今、楚王の病氣全快せざらむことを氣遣はるれば、秦は、其の太子を歸國せしむるに如かじ。太子歸目に立つことを得ば、其の秦に事ふること、屹度鄭重にして、相國を恩讐ありとすることも、際限なからむ。是れ秦に取りては、仲間の國を恩讐にして、一萬輛の兵車を持つて、大國の太子を此方にて跡目に立つることを得るなり。之れに反して、若し太子を歸國せしめざらむには、太子は、秦の爲めに、何の役にも立たぬ咸陽の都の一人の布子を著たる微賤の者とならむのみ。楚の國にては、太子の歸國せざる爲めに、更に太子を立て、位に即かしめむには、其の國君は、屹度秦に事へざらむ。全體、仲間の國を失ひて、一萬輛の兵車を持つての大國の和親を絶つは、得策にあらざらむ。願はくは相國の之れを樂慶せられむこと」と、「卒大命」……壽命の盡くるなり。

應侯以聞。秦王曰、令楚太子之傅先往問楚王之疾。返而後圖之。黃歇爲楚太子計曰、秦之畱太子也、欲以求利也。今太子力未能有以利秦也。歇憂之甚。而陽文君子二人在中。若王卒大命。太子不在。陽文君子必立爲後。太子不得奉宗廟矣。不如入秦。與使者俱出。臣請止以死。當之。

註解「卒大命」……壽命の盡くるなり。
註解 應侯黄歇の説を尤なりと思ひて、其の趣きを秦王に言上せしに、秦王の曰はく、「然らば、楚の太子の守り役をして、先づ往きて、楚王の病氣を見舞はせよ、其の者の立ち戻りて、太子を申し出でたる上にて、何とか之れを計らはむ」と、是に於て、黄歇楚の太子の爲めに計りて已れ之れを心配すること甚し、而して、陽文君子の二人の男子、御國元に在れば、若し大王の御壽命盡きて、世を去りたまはむには、太子も、御不在中なれば、陽文君子の子、屹度御跡に立ちたまひて、太子は、祖先の宗廟の祭りを挾ひたまふことを得ざらむ、之れを思へば、此僅秦に滞在したまはむよりは、秦を遁して、大王の御病氣見舞ひの使者と共に此の國を出でたまはむには如かじ、臣は、此の地に止まりて、命掛けにて御跡の難儀に當たらむことを請ふ」と、

楚太子因變衣服爲楚使者御以出關而黃歇守舍常爲謝病度太子已遠秦不能追歇乃自言秦昭王曰楚太子已歸出遠矣歇當死願賜死昭王大怒欲聽其自殺也應侯曰歇爲人臣出身以徇其主太子立必用歇故不如無罪而歸之以親楚秦因遣黃歇歇至楚二月楚頃襄王卒太子完立是爲考烈王

【翻】……武闘なり、「守舍」……太子の旅館の留守をするなり、「徇其主」……其の主君の爲めに死なむとするなり。楚の太子は、黄歇の勤めに従ひて、其の衣服を賤しき者の皮度に取り替へて、楚の病氣見舞ひの使者の御者となりて、秦と楚との陸路の境の武闘を出で、歸國せり、而して、跡に残れる黄歇は、太子の旅館の留守をして、他の者を寄せ付けずして、常に太子の爲めに、病氣なれば參朝し難しと断りて、太子の己に遠くまで立ち去りて、秦人の之れを追ふこと能はざる時分を見計らひて、黄歇自ら秦の朝廷へ出頭して、秦の昭王に申し立て、曰はく、「楚の太子は、父君の病氣を心配して、急きて己に歸國せり、日數も餘程立たれば、遠く出で去りたるならむ、此の御届けを怠りたるは、己れが罪なれば、己れは死刑に相當せり、斯ばくは自殺の許可を賜はむことを」と、昭王之れを聞きて、大に怒りて、其の自殺することを聽き届けむと思ひしに應侯の曰はく、「黄歇は、人の臣下となりて、一身を差し出して、其の主君の爲めに死なむとせり、かやうに忠義なる者なれば、楚の太子跡目に立たば、屹度黄歇を用ゐるならむ、されば、之れを罪科に處することなくして、歸國せしめて、楚と誓約を結ばむには如かじ」と、秦王之れを納得して、黄歇秦を去りて、楚へ到着せしより、三箇月目に、楚の頃襄王卒去して、太子の完跡目に立てり、是れを考烈王とす。

考烈王元年以黃歇爲相封爲春申君賜淮北地十二縣後十五歲黃歇言之楚王曰淮北地邊齊其事急請以爲郡便因并獻淮北十二縣請封於江東考烈王許之春申君因城故吳墟以自爲都邑

【翻】……城跡なり。
【翻】考烈王の元年に、黄歇をもて宰相として、之れを封じて、春申君として、淮北の地の十二縣を賜ひけり、其の後、十五年立ちて、黄歇楚王に領地の事を言上して曰はく、「淮北の地は、齊の邊境と接近して、防禦の事件緊急なれば、之れを郡として、事務の便利を計らむことを請を維持する最中なりき。

春申君既相楚是時齊有孟嘗君趙有平原君魏有信陵君方爭下士招致賓客以相傾奪輔國持權

【翻】春申君既に楚に宰相たり、是の時、齊には、孟嘗君あり、魏には、信陵君ありて、我れ後れじと、先を争ひて、天下の士に謀議争ひして、賓客を招き寄せて、互に先方を押し傾けて、己れの方へと賓客を奪ひ取りて、其の人々の力を借りて、國政を輔佐し、權柄を維持する最中なりき。

春申君相楚四年爲楚北伐滅魯以荀卿爲蘭陵令當是時楚復彊於楚楚使春申君將兵往救之秦兵亦去春申君歸

【翻】春申君楚の宰相となりてより四年目に、秦は、趙の長平の軍勢四十餘萬人を破りけり、其の五年目に、秦は、又趙の都の邯鄲を圍みたれば、邯鄲より危急の由を告げ來れり、楚は、春申君をして、兵に將として、往きて之れを救はしめしに、秦の兵も亦引き去りたれば、春申君歸國せり。

趙平原君使人於春申君春申君舍之於上舍趙使欲夸楚爲毒瑁簪刀劍室以珠玉飾之請命春申君客春申君客三千餘人其上客皆躡珠履以見趙使趙使大慙

【翻】上舍……上等の旅館なり、「夸」……誇と過ぎ、「毒瑁」……薙甲の類なり、「室」……箱なり、「請命春申君客」……春申君の食客に面會

せむことを請ふなり、命を請ふとは、謙遜の言葉なり。

趙の平原君、己れの家の食客を使ひとして、春申君の許へ遣はしたれば、春申君之れを上等の旅館に止宿せしめしに、趙の使者、楚に誇らむと思ひて、頭には瑪瑙の簪を差し、腰に佩びたる刀劍の鞘は、珠玉をもて之れを飾りて、春申君の食客に面會せむことを請へり、其の時、春申君の食客は、三千餘人もありて、其の中の上等の食客は、皆珠をもて飾りたる履を足に突き掛けて、趙の使者に面會せしかば、趙の使者は、鼻を折られて、大に慚愧赤面せり。

春申君相十四年、秦莊襄王立、以呂不韋爲相、封爲文信侯、取東周。

春申君の楚の宰相となりてより十四年目に、秦の莊襄王立ちて、呂不韋をもて宰相として、之れを封じて文信侯とし、東周を攻め取れり、此の事は、春申君には關係なけれども、重大の事柄なれば、附記せるなり。

春申君相二十一年、諸侯患秦、攻伐無已時、乃相與合從西伐秦、而楚王爲從長、春申君用事、至函谷關、秦出兵攻諸侯兵、皆敗走、楚考烈王以咎春申君、春申君以此益疎。

「合從」……解は、蘇秦の傳に見えたり。

春申君楚の宰相となりてより二十二年目に、諸侯秦の列國を攻め伐つことの止む時を心配して、相互に合從して、西の方秦を伐ちたり、而して、此の戦争に、楚王合從の主長となり、春申君其の事を抜ひて、函谷關まで押し寄せしに、秦は、兵を出だして、諸侯の兵を攻めなれば、諸侯の兵は皆敗走せり、楚の考烈王其の失敗をもて、春申君の處置の善からぬ故なりとして、之れを責め咎めたり、春申君は、此事をもて、日増しに楚王に疎遠にせられたり、

又曰 唐順之の曰はく、此の處、上を承け、下に接して、文法を變換せりと。

客有觀津人朱英、謂春申君曰、人皆以楚爲強、而君用之弱、其於英不然、先君時善秦二十年、而不攻楚、何也、秦踰鼈隘之塞、而攻楚、不便、假道於兩周、背韓、魏、而攻楚、不可、今則不然、魏旦暮亡、不能愛許、鄢陵、其

春申君の食客に、觀津の人朱英といふ者ありて、春申君に物語りして曰はく、「世間の人は、皆楚をもて強き國なりとせり、然るに、貴君の事を抜ひたまひてより、弱くなりぬと取り沙汰せり、さりながら、己れの考へにては、さにあらずと思へり、先君の時代に、秦と中善くすること二十箇年も打ち壊きて、秦の楚を攻めざりしは、何故ぞ、秦は、臨邑の要害を越えて、楚を攻むるは、便利ならず、さりとて、通路を東西の兩周に借り、韓、魏の二國をうしろにして、楚を攻むるも、亦宜しかねに因りてなり、今は、昔と事變はりて、魏は、朝夕に滅亡せむとして、許と鄢陵との地を愛し保つこと能はずして、其の許は、魏より秦へ割き與へたり、許の地已に秦の手に入りたれば、秦の兵は、楚の都の陳を去ること、僅に百六十里となりぬ、臣が觀察する所にては、遠からず秦、楚の兵は、毎日合戰するやうにならむ、是れ楚は、今日とても崩きにはあらぬども、以前のやうに安全ならぬ説けなり」と、春申君之れを聞きて、楚王に重ねて都を徙して秦を避けむことを勧められたれば、楚は、是に於て、陳を去りて、春申へ徙りたり、而して、秦は、衛の國を野王縣へ徙して、其の跡に東都を設け置けり、春申君は、此れに由りて、奥の封邑に土著して、楚の宰相の事務を執り行ひたり、

又曰 董份の曰はく、春申君由此就封於吳、行相事、

楚考烈王無子、春申君患之、求婦人宜子者、進之甚衆、卒無子、趙人李園持其女弟、欲進之楚王、聞其不宜子、恐久母寵、李園求事春申君、爲舍人、已而謁歸、故失期、還謁、春申君問之狀、對曰、齊王使使求臣之女弟、與其使者飲、故失期、春申君曰、娉入乎、對曰、未也、春申君曰、可得見乎、曰、可、於是李園乃進其女弟、即幸於春申君、知其有身、李園乃與其女弟謀、

「女弟」……妹なり、「謁歸」……何日には立ち戻るべしといふことを告げて、郷里へ歸るなり、「嫁入」……結婚の禮物の手に入るなり、

〔有じ身〕……身重になるなり、楚の考烈王は、子なかりしかば、春申君之れを心配して、子を生むに宜しかるべき體格の者を探し求めて、之れを楚王に進めたること、甚だ衆かりしかど、遂に子なかりけり、折りから、趙の人の李園といふ者、其の妹を楚王に進めて妾たらしめむと思ひしが、其の子を生むに宜しからざる體格なる由を聞き込みて、たとひ楚王に進めたりとも、久しうなりて寵愛を失はむことを掛念せり、さりながら、李園は、胸に一物あれば、先づ春申君に奉公して、舍人とならむことを請ひ求めて、首尾よく奉公住みをせり、己にして、何日には立ち戻るべしといふことを告げて、鄉里へ歸りて、殊更に其の期限を取り外して、遅くなりて、立ち戻りて、謁見せしかば、春申君李園に其の手間取りたる様子を尋ねしに、李園對へて曰はく、「此の程、齊王より使者を差し向けられて、臣が妹を御殿へ上げよと所望せられれば、臣は、其の使者と酒を飲みて、色々の相談をしたが故に、歸参の期限を取り外して、遅くなりぬ」と、春申君之れに心を動かされて曰はく、「さうば、齊王よりの結婚の禮物は、最早手に入りたりや」と、春申君の曰はく、「まだそれまでには運ばぬなり」と、春申君の曰はく、「其の妹を一見することを得べきか」と、李園の曰はく、「宜し」と、是に於て、李園其の妹を進めしに、勿ち春申君に寵幸せられたり、而して、其の子を生むに宜しからぬ體格なりとの噂と違ひて、程なく腹に子を宿したり、李園其の身重になりたることを知りて、心の中に喜びて、其の妹と共に、楚王に取り入る相談をせり、

園女弟承聞以說春申君曰「楚王之貴幸君雖兄弟不如也今君相楚二十餘年而王無子卽百歲後將更立兄弟則楚更立君後亦各貴其故所親君又安得長有寵乎非徒然也君貴用事久多失禮於王兄弟兄弟誠立禍且及身何以保相印江東之封乎今妾自知有身矣而人莫知妾幸君未久誠以君之重而進妾於楚王王必幸妾妾賴天有子男則是君之子爲王也楚國盡可得孰與身臨不測之罪乎」

〔承聞〔手透き〕〕……手透きの折りを伺ふなり、「百歲後」……人の壽命は、凡そ百歲なれば、百歲の後は、死後のことなり、「非徒然也」……但此の如きのみにはあらざるなりといふことなり。

〔李園〕李園の妹は、兄の入れ智慧を承知して、春申君の手透きの折りを伺ひて、春申君に説きて曰はく、「楚王の尊君を貴重愛幸せらるゝこととを保たるべき、今、妾は、自ら懷妊したることを心付きたれど、外には誰も心付きたる者なし、且つ妾が尊君に寵幸せらるゝことも、まだ久しうからざれば、誠に尊君の重き威光をもて、妾を楚王に進められむには、楚王は、屹度妾を寵幸せらるゝならむ、其の時、妾は、天の助けに頼りて、男子を分娩することあらば、尊君の子は、楚王となりて、楚の國は、強り御手に入るべし、之れを御身の何程といふ見留めの付かひ重き罪過に臨まる、今日の境遇に比較せむには、孰れか宜しかるべき」と、

春申君大然之乃出李園女弟謹舍而言之楚王楚王召入幸之遂生子男立爲太子以李園女弟爲王后

〔春申君〕〔諸侯〕……別に館舎を設けて、大切に取り扱ふなり、

〔春申君〕春申君之れを聞きて、大に之れを尤なりとして、李園の妹に暖を遣りて、別に館舎を設けて、大切に取り扱ひて、李園の妹の才智容貌の勝れたることを楚王に言上せしかば、楚王は、之れを宮中に召し入れて、寵幸せし程に、遂に男子を分娩せしかば、其の子を立て、太子とし、李園の妹を王后とせり、

楚王貴李園園用事李園既入其女弟立爲王后子爲太子恐春申君語泄而益驕陰養死士欲殺春申君以滅口而國人頗有知之者春申君相二十五年楚考烈王病朱英謂春申君曰世有母望之福又有母望之禍今君處母望之世事母望之主安可以無母望之人乎

〔春申君〕〔母望〕……此方より望むことなきなり、

〔春申君〕楚王李園を貴重したれば、李園政事を抜ひて、權勢を得たり、李園既に其の妹を宮中に入れて、立て、王后とし、其の子を太子として、本望を述べたれば、春申君の口先より、己の密事の泄れ聞こえて、春申君の己れに對して益々驕り高ぶらむことを掛念して、内々にて、命を惜まぬ勇士を養ひて、春申君を殺さしめて、其の舌の根を絶たむと思ひたり、而して楚の國內の人々の中には、頗る其の密事を心付きたる者もあり、春申君の宰相たること二十五年目に、楚の考烈王、大病になりしに、春申君の食客の朱英といふ者、春申君に物語りして曰はく、「世

春申君曰。何謂母望之福。曰。君相楚二十餘年矣。雖名相國。實楚王也。今楚王病且暮。且卒而君相少主。因而代立當國。如伊尹周公。王長而反政。不卽遂南面稱孤。而有楚國。此所謂母望之福也。

【南面】……人君の座位なり。解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたり。【孤】……王侯の謙稱にして、拙者といはむが如し。春申君の曰はく、「如何なる事をか、望み求むることなくして自然に来る禍害といふ」と、朱英の曰はく、「貴君には、幸運禍害共、此方より望むことなき世の中には、此方より望むことなき幸福あり、又此方より望むことなき主君に事へられたれば、何とて此方より望むことなき人なかるべき、屹度左様の人あらむ」と、二十餘年の久しきに及びたれば、其の名目は、相國なりといへども、其の實際は、楚王なり。今、楚王大病になりたまひて、朝夕の間に卒去せられむとせり、愈々卒去せられたる晩に、貴君には、幼少なる主君に宰相となりて、それにつきて、主君に代はりて、國王の位に立ちて、國事を引き受けられたば、昔の伊尹周公の如く、國王の成長せられし上にて、政事を返上せられむか、さなくば、遂に南面して孤と稱して、楚の國を保有せらるゝならむ。此事を前に述べたる此方より望むことなき幸福とは申すなり」と、

春申君曰。何謂母望之禍。曰。李園不治國。而君之仇也。不爲兵。而養死士。之日久矣。楚王卒。李園必先入據權。而殺君以滅口。此所謂母望之禍也。

【南面】春申君の曰はく、「如何なる事をか、望み求むることなくして自然に来る禍害といふ」と、朱英の曰はく、「李園は、楚王の外戚となりたれど、國事を治むることを得ずして、一と貴君の競争を受けて、内と貴君を目の上の瘤の如くに思ひたれば、貴君の爲めには仇敵なり。而して李園は、兵事国防の爲めにせざして、命を惜まぬ勇士を養へること、昨今のことにあれざれば、楚王若し卒去せられむには、李園は、屹度先づ宮中へ駆け込みて、権要の地位を恃みて、貴君を殺して、密事を泄らす舌の根を絶つならむ。此事を前に述べたる此方より望むことなき禍害とは申すなり」と、

春申君曰。何謂母望之人。對曰。君置臣郎中。楚王卒。李園必先入。臣爲君。

殺李園。此所謂母望之人也。春申君曰。足下置之。李園弱人也。僕又善之。且又何至此。朱英知言不用。恐禍及身。乃亡去。

【南面】春申君の曰はく、「如何なる事をか、望み求むることなくして自然に来る禍害といふ」と、朱英の曰はく、「李園は、楚王の外戚となりたれど、國事を治むることを得ずして、一と貴君の競争を受けて、内と貴君を目の上の瘤の如くに思ひたれば、貴君の爲めには仇敵なり。而して李園は、兵事国防の爲めにせざして、命を惜まぬ勇士を養へること、昨今のことにあれざれば、楚王若し卒去せられむには、李園は、屹度先づ宮中へ駆け込みて、権要の地位を恃みて、貴君を殺して、密事を泄らす舌の根を絶つならむ。此事を前に述べたる此方より望むことなき禍害とは申すなり」と、

後十七日。楚考烈王卒。李園果先入。伏死士於棘門之内。春申君入棘門。園死士俠刺春申君。斬其頭。投之棘門外。於是遂使吏盡滅春申君之家。而李園女弟初幸。春申君有身。而入之王。所生子者遂立。是爲楚幽王。

【南面】……壽春の城門なり。「候」……換と通ず。左右より板挟みにするなり。

其の後、十七日目に、楚の考烈王卒去せしに、李園は、朱英の先見の通り、果たして先づ宮中へ駆け込みて、兼ねて養ひ置きたる、命を惜まぬ勇士を板挟みにして、刺し殺して、其の首を切りて、棘門の外へ投げ棄てたり、是に於て、遂に李園は、楚の役人をして、春申君の一家眷族を残らず滅ぼしめて、之れを断絶せしめたり、而して、李園の妹は、最初に春申君に寵幸せられて、其の腹に子を宿したるを、其の僅、楚王の宮中に差し入れたることなれば、其の生める子は、遂に楚王の跡目にして、是れを楚の幽王とす。

【南面】陳氏鎮の曰はく、「……遺生三子男、立爲太子。以李園女弟爲王后。……李園既入其女弟、立爲王后。子爲太子。……而李園女弟初幸。春申君有身。而入之王。所生子者遂立。是爲楚幽王。」

是歲也。秦始皇帝立九年矣。嫪毐亦爲亂於秦。覺夷其二族。而呂不韋廢。

【南面】「夷其三族」……其の父方と母方と妻の里方との三族を残らず誅滅せられて、宰相の呂不韋は、免職となりき。

文註 蓮房の曰はく、傳の後に復た不章の事を結びたるは、一時の事の偶々同じじうを見て、之れを歎じたるなり、文の妙は、正に此の處に在りと、
太史公 太史公春申君の事跡を論贊して曰はく、「吾れ先年楚の國へ往きて、春申君の元の城郭宮室を見物せしが、其の建築は、實に盛大なるも
のよ、初 春申君之說、秦昭王、及出身遣太子歸、何其智之明也、

文註 最初に、春申君の秦の昭王に說きて、楚を伐つことを止めさせ、及び其の身を投げ出して、楚の太子を秦より歸國せしめたるは、何とて
斯くまで其の智慧の明敏なるか、感服するに餘りあり、

後制於李園、施矣、

文註 「施」……謀に同じ、老練するなり、

文註 後に至りて、ふとした迷ひより、李園に制御せられたるは、老練して、愚に歸りたるなり、

語曰、當斷不斷、反受其亂、春申君失朱英之謂邪、

文註 古語に曰はく、「決断すべきことを決断せざれば、反りて其の亂虐の禍を受く」と、此の語は、春申君の朱英の説を取り失ひて、聽き納め
テとして、小人の毒手に蒙れたる類をいへるにや」と、
文註 沈祖隆の曰はく、此の傳、前に、春申君の智能をもて、楚を安んじて、封に與に就きたることを絶し、後に、春申君の奸謀をもて、楚を益
まむとして、鳥隣門に死して、天下の笑ひとなりたることを致せり、情事を模寫せるに、春申君は、殆ど兩端の人なり、太史公平原君に利
令「晉晉」と謂へり、余れ春申君に於ても亦云ふと、○陳仁綱の曰はく、孟晉の傳に、魏子、孟晉あり、平原の傳に、毛遂あり、信陵の傳に、侯生、
毛公、薛公あり、春申の傳に、朱英あり、皆賓客の雄なる者、四君の傳中に附見せり、光景人を動かすと、

范睢蔡澤列傳第十九

范睢者、魏人也、字叔、游說諸侯、欲事魏王、家貧、無以自資、乃先事魏中

文註 大夫須賈、須賈爲魏昭王使於齊、范睢從、畱數月、未得報、齊襄王聞、睢辯口、乃使人賜、睢金十斤及牛酒、睢辭謝、不敢受、須賈知之、大怒、以爲睢持魏國陰事、告齊、故得此饋、令睢受其牛酒、還其金、

文註 范睢は、魏の国人なり、字は叔といふ、諸侯の國々に游説して、魏王に奉公せむと思ひしかど、其の家貧乏にして、自ら魏王に謁見する
程の支度を辨じ兼ねたれば、先づ魏の中大夫の須賈の家に奉公せり、折りから、須賈魏の昭王の爲めに、齊の國へ使者に往きたれば、范睢其の供をして、齊に逗留すること、數箇月になつたれど、まだ襄王より其の用向きの挨拶を得ずして滞在せり、齊の襄王范睢の辯口の達者な
ることを聞き及びて、人をして、范睢に十斤の金と牛肉と酒とを賜はしめしに、范睢禮を述べて辭退して、如何様に押し付けられても、押し
切りて受納せざりけり、然るに、須賈其の事を聞き知りて、大に怒りて、思ひけるやう、こは、范睢が魏の國の内密の事情を持ち出して、齊王
の耳に入れるが故に、此の進物を手に入れたるなりむと、斯く邪推して、范睢をして、折角の賜物なれば、無下に戻すは失禮なればとて、
其の牛肉と酒とだけを受納せしめて、其の金を返却せしめたり、

既歸、心怒、睢以告魏相、魏相、魏之諸公子、曰、魏齊、魏齊大怒、使舍人笞擊睢、折脅摺齒、睢佯死、卽卷以簾，置廁中、賓客飲者、醉更溺睢、故僇辱以懲後、令無妄言者、睢從簾中謂守者曰、公能出我、我必厚謝公、守者乃請出、弃簾中死人、魏齊醉曰、可矣、范睢得出、後魏齊悔、復召求之、魏人鄭安平聞之、乃遂操范睢亡伏匿、更名姓曰張祿、

文註 「折脅」……肋骨を折るなり、「摺齒」……齒を挫くなり、「佯」……詐るなり、「簾」……小便を仕掛くるなり、「慘辱」
……辱むるなり、「擗」……連れ出すなり、
文註 須賈既に齊より歸りて、心の中に范睢の事を恐りて、魏の宰相は、魏王の公子の一人にして、魏齊といふ、魏齊
之れを聞きて、大に怒りて、舍人をして、棒切れにて范睢を撃たしめて、肋骨を折り、齒を挫きたれば、范睢苦痛に堪へ難ねて、詐りて死にた
る虞似をせしに、即座に之れを竹筵に抱き込みて、便所の中に置きたれば、其の座に居合はせたる賓客の酒を飲みたる者、酔ひに乘じて、代

當此時秦昭王使謁者王稽於魏鄭安平詐爲卒侍王稽王稽問魏有賢人可與俱西游者乎鄭安平曰臣里中有張祿先生欲見君言天下事其人有仇不敢畫見王稽曰夜與俱來鄭安平夜與張祿見王稽語未究

王稽知范睢賢謂曰先生待我於三亭之南與私約而去

此時于三亭見范睢曰彼來者王稽辭魏去過載范睢入秦至湖關望見車騎從西來范睢曰吾聞穰侯專秦權惡內諸侯客爲誰王稽曰秦相穰侯東行縣邑范睢曰吾聞穰侯專秦權惡內諸侯客有頃穰侯果至勞王稽因立車而語曰關東有何變曰無有又謂王稽曰謁君得無與諸侯客子俱來乎無益徒亂人耳王稽曰不敢卽別去

此恐辱我我寧且匿車中

【行】見廻るなり【内】納に同じに入るなり

此時に當たりて秦の昭王謁者の役の王稽をして魏に使ひせしめしに鄭安平詐りて兵卒となりて王稽の側に侍坐せり王稽鄭安平に尋ねて曰はく「魏の國には賢人の拙者と一所に西の方秦へ漫遊すべき者ありや」と鄭安平の曰はく「臣が郷里の中に張祿先生といふ者ありて、其君に謁見して、天下の形勢の事を御話し申したく思ひて居れり、さりながら、其の人は、仇讐ありて、附け親はれれば、押し切りて、其の間は謁見せられぬなり」と、王稽の曰はく「さうば、夜中に同行して来れ」と、鄭安平心得て、夜中に張祿と共に王稽に面會せしに、張祿の話しあだ充々り致さぬ中に、王稽早くも范睢の賢才あることを知りて、之れに物語りして曰はく、「先生我れを魏の國境の立場の三亭に待ち合はされよ、魏の節に同伴せむ」と、斯く相對にて内約して、范睢は、其の旅館を退き去れり。

さて、王稽は、使者の用事も済みたれば、魏王に腰を下して、魏の都を立ち去りて、三亭に立ち寄りて、待ち合はせたる范睢を己の馬車に載せて、秦の境へ入りて、湖關まで至りしに、遂に遠く馬車騎馬の西より来るを見受けられたれば、范睢の曰はく、「彼の大勢の供を連れて來れる者は、何へなるか」と、王稽の曰はく、「こは、秦の宰相なる穰侯の魏舟の東の方へ向ひて、秦の配下の驕色を見廻るなり」と、范睢の曰はく、「吾れ穰侯といふ人は、秦の權勢を自儀にして、諸侯の國の賓客を受け入れることを惡み嫌へりと聞き及びたれば、此の人の我れに恥辱を與へむことを恐るゝなり、我れ此の人を見咎められて、恥辱を受けむよりは、寧ろ斷く此の馬車の中に匿れ忍ばむ」と、王稽の曰はく、「決して同伴せず」と、話しあだ充々りして、范睢は、其の馬車の中に入り、即ち別れ去り、

范睢曰吾聞穰侯智士也其見事遲鄉者疑車中有人忘索之於是范睢下車走曰此必悔之行十餘里果使騎還索車中無客乃已

【鄉者】先刻なり

范睢穰侯の去りたるを見て曰はく、「吾れ穰侯は智慧ある士なりと聞き及びたるが、其の事を見ること存外に通鈍なり、先刻此の馬車の中に置れたる人あらむかと疑ひながら、之れを搜索することを忘れたり」と、是に於て、范睢馬車より下りて、駆け走りて曰はく、「穰侯は、此度馬車の中を搜索せざりしことを後悔するなりむ」と、斯くて、行くこと十里餘りになりたる頃に、果たして、穰侯騎馬の者をして、立ち戻りて、車の中を搜索せしめしに、匿れたる客なかりしかば、其の僅にして、事済みぬ

王稽遂與范睢入咸陽，已報使。因言曰：「魏有張祿先生，天下辯士也。」曰：「秦王之國危於累卵，得臣則安，然不可以書傳也。臣故載來。」秦王弗信。使舍食草具，待命歲餘。

【累卵】鳥の卵を積み重ねるなり。【草具】粗末なる膳部なり。

王稽遂に范睢と共に咸陽の都へ入りて、已に使者の用事を秦王に復命したれば、其の序いでをもて、言上して曰はく、「魏の國に張祿先生といふ者ありて、天下第一の能辯の士なり。其の言葉に曰はく、「秦王の國の形勢は、鳥の卵を積み重ねたるよりも危くして、今にも轟覆せむばかりなり。さりながら、若し臣が身を手に入れて、政事を相談せられむには、安泰ならむ」と、張祿先生の言葉は、此の如くなれど、書面にては、申し通じ兼ねたれば、臣此の諂ひをもて、已れの馬車に載せ來りたり」と、秦王之れを聞きて、其の話を信頼せざして、范睢を下宿に置きて、粗末なる膳部を食はしめたれば、范睢其の儀秦に滞在して、秦王の御召しを待つこと、一年餘りになり。

當是時昭王已立三十六年，南拔楚之鄖、郢。楚懷王幽死於秦，秦東破齊。

湣王常稱帝，後去之，數困二晉。厭天下辯士，無所信。

【幽死】押し込まれて死ぬなり。【常】嘗と通す。

是の時に當たりて、秦の昭王は、已に王位に立ちて、三十六年になり、南の方は、楚の鄖と郢との地を乗り取りて、楚の懷王は、秦の都に押し込まれて死去せり。秦は、又東の方は、齊の湣王を攻め破り、嘗て一たび帝號を唱へしが、其の後、之れを除き去れり。秦は、此の如く、楚と齊とに勝ちたれど、度よ韓、魏、趙の三晋の爲めに困難せしかば、天下の諸侯の辯士を厭ひ嫌ひて、信用することなかりけり。

【又】漫推隆の曰はく、當是時の一一段は、上を承け下を起こす詞にして、一篇の議論此に本づけりと。

穰侯、華陽君、昭王母宣太后之弟也。而涇陽君、高陵君、皆昭王同母弟也。穰

侯相、三人者更將有封邑。以太后故、私家富重於王室。

【又】又秦の國內の事情は、同母弟なり。

【又】又秦の國内的事情は、同母弟なり。穰侯と華陽君とは、昭王の母の宣太后の弟なり。而して華陽君と高陵君とは、皆昭王の同母の弟なり。穰侯は、宰相たり。華陽君と高陵君との三人は、代はりて將軍たり。皆銘々に莫大の封邑あり。宣太后の肉縁の諂ひをもて、此の四人の私家の富みは、秦の王室よりも手厚か里き。

及穰侯爲秦將，且欲越韓、魏而伐齊、綱壽欲以廣其陶封。范睢乃上書曰：「臣聞明主立政，有功者不得不賞，有能者不得不官。勞大者其祿厚，功多者其爵尊，能治衆者其官大。故無能者不敢當職焉。有能者亦不得蔽隱，使以臣之言爲可，願行而益利其道。以臣之言爲不可，久畱臣無爲也。」

【又】穰侯の秦の將軍となるに及びて、韓、魏の兩國を通り抜けて、齊の綱壽の地を伐ちて、己れの兼ねて所領せる定陶の知行を廢めたりと思ひたり。范睢此の機に乗じて、秦王に取り入らむと思ひて、書面を差し上げて曰はく、「臣が兼ねぐ聞き及びたるには、賢明なる人主の政事を立て行ふには、國家に手柄ある者は、褒美を與へざることを得ず、其の身に才能ある者には、官職を授げざることを得ず、骨折りの大なる者は、其の食祿も厚く、手柄の多き者は、其の爵位も尊く、能く衆人を治むる者は、其の官職も大なり。されば、其の身に才能なき者は、押し切りて官職に當り事務を執らず、其の身に才能ある者も、亦隠匿して引き籠ることを得ずとなり。されば、臣が言葉をもて宜しと思召されむに、之れを實地に行ひて、益々其の仕方を利用したまはむことを願ふなり。若し又臣が言葉を宜しからずと思し召されむには、久しく臣を引き留め置きたまふとも、臣は何等の御用にも立つまじ。」

【又】邵鍊の曰はく、策の中より來れりといへども、一句或は一字を易ふる毎に、おのづから佳なりと。范睢の曰はく、策の中より來れりといへども、一句或は一字を易ふる毎に、おのづから佳なりと。

語曰：「庸主賞所愛而罰所惡，明主則不然。賞必加於有功，而刑必斷於有罪。今臣之脅不足以當棍質，而要不足以待斧鉞，豈敢以疑事嘗試於王哉？雖以臣爲賤人而輕辱獨不重任臣者之無反復於王邪？」

【又】當是時、罪人を脛切りにする臺に据えらるゝなり。【要】脛と通す。【斧鉞】斧は、そのなり。鉞は、まさかりなり。小さきを斧といひ、大なるを鉞といふ。【嘗試】曾も、試みるなり。【任】身元を保證するなり。王稽を指す。【反復】裏返るなり。古語に曰はく、「凡庸なる人主は、己れの愛し好める者に褒美を與へて、己れの惡み嫌へる者に刑罰を加ふれど、賢明なる人主は、さにあらずして、褒美は、屹度手柄ある者に加へて、刑罰は、屹度罪過ある者に決断するなり」と、今、臣が脛は、罪人を脛切りにする臺に据えらるるに足らず、臣が脛は、罪人を切る斧鉞を待ち受くるに足らぬ、數々の身なれども、いかで押し切りて疑はしき事柄をもて、大王を試み

て、其の得失を實驗せむとする者なるべき、當罰を正しくするは、屹度國家の利益なりと信じたればこそ、かやうに申し上げたるなれ、大王には、臣をもて取るにも足らぬ下賤なる人物なりと思し召され、輕蔑侮辱したまふとも、獨り臣が身元を保護して、大王に推薦したる者の大王に裏返りして不忠なることを働くことなきことを、大切なりと思し召されざらむや、

且臣聞周有砥碗、宋有結綠、梁有縣藜、楚有和朴、此四寶者、工之所生、良工之所失也、而爲天下名器、然則聖王之所弃者、獨不足以厚國家乎、

臣聞善厚家者、取之於國、善厚國者、取之於諸侯、天下有明主、則諸侯不得擅厚者、何也、爲其割榮也、

臣が兼ねん、聞き及びたるには、善く一家を手厚く肥やす者は、其の奉公人を一箇内より取りて、家事の相談相手とするなり、善く一箇内を手厚く肥やす者は、其の奉公人を別個の諸侯より取りて、國事の相談相手とするなりととなり、天下に賢明なる人主ありて、天下の政事を料理するときは、其の恩澤を平均に普及するが故に、其の下に立つ別個の諸侯は、自儘に己の國ばかりを手厚く肥やすことを得ざるは、何故ぞ、これは、外の禱けにてはなし、賢明なる人主は、其の繁榮を割き取りて、之れを天下に平分すればなり、

臣聞唐虞之の曰はく、此れ是の一端の諭語の中に、三つの臣聞を用ひて、諭論の發端とせり、文辨にして核なりと、

良醫知病人之死生、而聖主明於成敗之事、利則行之、害則舍之、疑則少嘗之、雖舜禹復生、弗能改已、語之至者、臣不敢載之於書、其淺者、又不足以聽也、意者臣愚而不概於王心邪、亡其言、臣者賤而不可用乎、自非

然者、臣願得少賜游觀之間、望見顏色、一語無効、請伏斧質、於是秦昭王大說、乃謝王稽使以傳車、召范睢、

臣聞「説之至者」……話しの至極立ち入りたることなり、暗に宣太后、穢侯の事を指す、「標」……威儀するなり、「言」臣者……王稽を指す、「遊觀」……物見遊山なり、「傳車」……宿繼の車なり、
上手なる讀者は、此の病人は助かるか助からぬかといふことを知り抜き、神聖なる人主は、此の事は成就するか失敗するかといふことを知り抜くなり、されば、何事にても、利益ありと見當れば、之れを行ひ、損害ありと見當れば、之れを止め、利害の程を疑へば、少しばかり之れを試みるなり、此の仕方は、昔の成舜、夏の禹王の如き聖君の、重ねて此の世に生まれ出づることありといふとも、改め變ふること能はざらむ、申し上すべき御話しの、至極立ち入りたることは、舜禹の上ならでは、宜しからねば、臣押し切りて之れを書面に記載せり、其の浅甚なることは、又御聽きに達するに足らざれば、省略せり、思ふに、臣は、感味にして、大王の御心に感觸せざるにや、但し、其の臣が事を言上したる者の身分の賤しくして、其の口上を用ひられぬと思し召さることなかるもや、左様の禱けにあらざる上は、臣願はくは、暫時なりとも、大王の物見遊山の御手渡さを賜はりて、尊顔を遠方より拜することを得むことを、臣が一たび御前にて申し上げたる事柄にして、實効なくば、罪人を切る斧、罪人を脚切りにする臺の前に平伏して、誅戮せられることを請ふ」と、以上、范雎の書面の文言なり、是に於て、秦の昭王大に満足して、王稽に善き人物を取り持ちたる辭職を述べて、宿次ぎの車を差し向けて、范雎を離れ御殿へ召し寄せたり、昭王至、聞其與宦者爭言、遂延迎謝曰、寡人宜以身受命久矣、會義渠之事急、寡人旦暮自請太后、今義渠之事已、寡人乃得受命、竊閔然不敏、敬

執賓主之禮、范睢辭讓

【註】「義渠之事急」……義渠は、西戎の國の名なり、是れより以前に、秦は、此の國を取りて縣とし、其の君をもて臣とせしが、是に至りて、義渠の戎王、宣太后と脅迫して、二人の子まで拘へたれば、宣太后其の不都合を採み消さむとて、計略を設けて、戎王を甘泉に殺して、遂に軍兵を差し向けて、義渠を攻め滅ぼしたり、是れ義渠の事件の火急なるなり、「請ニ太后」……太后的指揮を請ふなり、「閑然不敬」……憤然として憤むべき追鋸なる身なり。

【註】昭王近習の小姓と押し問答せる場所に出で來りて、范睢は、秦の國には、太后と御僕との外に、長れ傳るべき者なしと言ひ、近習の小姓は、早く此の場を立ち去れと言ひて、互に爭論せることを聞き込みて、心の中に怪みながち、遂に范睢を御殿の奥へ案内して、先づ詫びて曰はく、「拙者は、自身に面會して、先生の救命を受けねばならずと思ひたること、久しき以降よりなれど、折り悪しく、丁度義渠の事件を處分すること火急にして、拙者は、朝夕自ら太后的指揮を請ひて、少しも手遅きなかりしもて、延引せしが今日は、義渠の事件も、最早片付きだれば、拙者は、始めて先生の救命を受くることを得たり、さて、内々にて、己れを省みるに、誠に慨然として憤むべき追鋸なる身なれば、敢みて賓客と主人との禮式を執り行ひて、篤と先生の御語を承らむ」と、范睢昭王の下手に坐でたるを見て、己れも謝意辭讓せり。

是日觀范睢之見者、羣臣莫不洒然變色易容者、秦王屏左右、宮中虛無一人、秦王跽而請曰、先生何以幸教寡人、范睢曰、唯唯、有間、秦王復跽而請曰、先生何以幸教寡人、范睢曰、唯唯、若是者三、秦王跽曰、先生卒不幸教寡人邪、范睢曰、非敢然也。

【註】「酒然」……顏色様子の變はるさまなり、「屏」……退てるなり、「廄」……兩膝を地に付くるなり、「唯唯」……はい／＼と返事をするなり、「有間」……暫く立つなり。

【註】是の日、范睢の秦王に謁見せる見物せる軍臣は、其の意外なるに驚きて、洒然として、顏色を變へ、様子を鳥へざる者なし、秦王左右の近臣を退けたれば、御殿の中は空虚になりて、一人もなくなりぬ、さて、秦王范睢と差し向ひになりて、兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生は、如何なる事をも、幸に拙者に教へられむか」と、范睢の曰はく、「はい／＼」と、暫く立ちて、秦王重ねて兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生は、如何なる事をも、幸に拙者に教へられむか」と、范睢の曰はく、「はい／＼」と、此のやうに、秦王は、三度まで丁寧に尋ねたれど、范睢は只、「はい／＼」と返事をするのみなりしかば、秦王最後に、兩膝を地に付けて、恭しく尋ねて曰はく、「先生は、遂に幸に拙者に教へられざるか」と、是に於て、范睢始めて口を切りて曰はく、「決して左様なる諱にてはありぬなり」。

【註】董仲舒の曰はく、此の處、言はむと誤して言はず、最も妙なり、然れども、善く形容するにあらざれば、其の次序を見ること能はずと。

臣聞昔者呂尚之遇文王也、身爲漁父、而釣於渭濱耳、若是者交疎也、已說而立爲太師、載與俱歸者、其言深也、故文王遂收功於呂尚、而卒王天下、鄉使文王疎呂尚、而不與深言，是周無天子之德、而文武無與成其王業也、今臣羈旅之臣也、交疎於王、而所願陳者、皆匡君之事、處人骨肉之間、願効愚忠、而未知王之心也、此所以王三問而不敢對者也。

【註】「猶」……猶なり、「羈旅之臣」……他國の渡り者なり、「匡」……正すなり、
【註】臣が兼ねぐ、聞き及びたるには、昔し太公姜呂尚の周の文王に遇ひたるときは、其の身漁父となりて、渭水の渓邊に釣りを垂れて居たるのか、此のやうに冷淡なりしは、文王との交際の疎遠なるに因りてなり、己に文王に遇ひて、己れの意見を販さたるに、文王感服したまひて、即座に之れを取り立て、太師の役として、車に載せて、「所に御殿へ歸りたまひしは、其の話の深い立ち入りたるに因りてなり、されば、文王は、遂に國家を經營する大功業を呂尚の手より取り込みて、遂に天下に王となりたまへり、蓋に文王をして、呂尚を一個の漁父なりとして、疎遠にして、之れと共に深く立ち入りて話をしたまふことなかしは、是れ周には天子の德なくして、文王、武王は呂尚と共に其の王業を成就したまふことなかむとなり、今臣は、他國の渡り者にて、其の交際は、大王に疎遠にして、陥迷せむと願ふ事柄は、皆王者の過失を正し教はむとする情操なり、人の骨肉至親の間に立ち入りて、愚昧なる忠義を御目に掛けむと願へども、まだ大王の御心を知らざるなり、此れ大王の三度まで御尋ねありても、押し切りて御對へ申さぬ譯けなり、

【註】田藝衡の曰はく、秦王を動かすは、又此の數句に在り、只、是れ帝王たらむと欲するのみ、前書と相應ず、第一の要緊事なりと、
臣非有畏、而不敢言也、臣知今日言之於前、而明日伏誅於後、然臣不敢避也、大王信行臣之言、死不足、以爲臣患、亡不足、以爲臣憂、漆身爲厲、被髮爲狂、不足以爲臣恥、且以五帝之聖焉而死、三王之仁焉而死、五伯之賢焉而死、烏獲、任鄙之力焉而死、成荆、孟賁、王慶忌、夏育之勇焉而死、死

者人之所必不免也、處必然之勢、可以少有補於秦、此臣之所大願也。臣又何患哉。

〔註〕「亡」……逃するなり、「漆身爲狂」……腹は、漆と通ず、漆を身に塗りて、腫物を發して、癆病やみのやうになるなり、「被髮爲狂」……散らし髪になりて、氣違ひの眞似をするなり。

〔註〕臣は、畏れ憚ることありて、押し切りて御話し申さぬにはあらぬなり、臣は、今日之れを前に申し上げたば、大王の御咎めを蒙りて、明日殊戮に後に伏せむことを承知せり、されども、臣は、押し切りて其の殊戮を避けざるなり、大王にして、信實に臣が言葉を行ひたまは、黄死すとも、臣が心配とするに足らず、身の置き處なくして、逃亡すとも、臣が心配とするに足らず、昔の忠臣の如く、漆を身に塗りて、腫物を發して、癆病やみのやうになり、散らし髪になりて、氣違ひの眞似をして、世を忍ぶとも、臣が恥辱とするに足らず、黃帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の五帝の如き聖人にて、死ぬべき時には、やはり死に、夏の禹王、殷の湯王、周文王、武王の三王の如き仁者にて、死ぬべき時には、やはり死に、齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の五伯の如き賢者にて、死ぬべき時には、やはり死に、烏獲、任鄙の如き力士にて、死ぬべき時には、やはり死に、成利、孟賈、王慶忌、夏育の如き勇士にて、死ぬべき時には、やはり死にたれば死といふことは、人の是非とも免れぬことなり、是非とも左様に成り行くべき勢ひにて、死を覺悟して、少しなりとも秦の補益になることあらば、此れ臣が大に願ひ望むことなり、臣又何をか心配すべキ。

〔註〕楊慎の曰はく、臣非い有長の一句は、下文の患憂、恥の柄たり、下文の患憂、恥の三句は、即ち非い有長の意にして、又下の三段の柄たりと、○又曰はく、三つの不足を譽言して、以て五つの死の字に及ぼせるは、又殊を貰くが如しと、○又曰はく、五つの死は、上の死の字に感じたり、臣又何患は、上の患の字に感じたり、此の段、死不足以爲臣患を言へるなりと、

伍子胥橐載而出昭關、夜行晝伏、至於陵水、無以餽其口、膝行蒲伏、稽首肉袒、鼓腹吹簎、乞食於吳市、卒與吳國、闔閭爲伯、使臣得盡謀，如伍子胥、加之以幽囚、終身不復見，是臣之說行也。臣又何憂？箕子接輿、漆身爲厲、被髮爲狂、無益於主、假使臣得同行於箕子、可以有補所賢之主、是臣之大榮也、臣有何恥？

〔註〕蓋は、底なき囊なり、身を底なき袋の中に藏して、荷物のやうに、車に積み載せらるゝなり、「糊眞口」……粥を食ふなり、

〔註〕「膝」……膝頭にて行くなり、「陵伏」……匍匐に同じ、腹道ふなり、「稽首」……頭を地に付けて、誓止むるなり、「肉袒」……兩肌を脱ぎ去し、伍子胥は、楚の國を脱走して、身を底なき囊の中に藏して、荷物のやうに、車に積み載せられて、吳と楚との國境なる昭關を忍び出で、夜は行き、晝は野山に匿れ伏して、陵水まで到着せしに、路銀も盡きて、粥を食ふことだにまならず、居ざりのやうに、膝頭にて行き、腹道ひになり、頭を地に付け、兩肌を脱ぎ、腹鼓を打ち、横笛を吹きて、食物を吳の市街に乞ひて、起難辛苦せし後に、遂に吳の國を助け興として、吳王の閨閣は、天下の諸侯の旗頭となりき、臣をして、大王の爲めに謀計を盡くすことを得しめらるゝこと、伍子胥の如くにして、其の上に又、召し捕られて、押し込められて、生涯重ねて世の中に傾出しの出来ぬやうになると、臣が説行はれて、秦の知羅とならむには、臣又何をか心配せむ、股の箕子、楚の接輿は、身に漆を塗りて、腫物を發して、癆病やみのやうになり、散らし髪になりて、氣違ひの眞似をせしかど、當時に用ひられずして、其の主君に利益なかりき、たとひ臣をして、行ひを箕子、同じくすることを得しむとき、それにて己れの賢君なりと見詰めたる主君に補益あるくば、是れ臣が大なる光榮なるむ、臣何の恥づることかあるべき。

〔註〕楊慎の曰はく、伍子胥夜行晝伏は、上の亡の字に感じたり、臣又何憂は、上の憂の字に感じたり、此の段、亡不足以爲臣恥を言へるなりと、○又曰はく、一人の臣何憂、一人の臣何恥を提げて、末に系くるに臣之所懼云々を以てせり、昭王焉くに感服せざることを得むと、

臣之所懼者、獨恐臣死之後、天下見臣之盡忠而身死、因以是杜口裹足、莫肯鄉秦耳。

〔註〕「杜」……塞くなり、「裏」……包むなり、「塞」……堵に同じ、向ふなり、

臣は、大王に忠義を盡くして、刑罰に處せられても、少しも遺憾に存ぜざれど、臣が大王の爲めに掛念することは、獨り臣が死せし後には、天下の諸侯の臣が忠義を盡くして、其の身の死せしを見て、それに憇りて、口を塞きて沈黙し、足を包みて歩行せず、秦の國へ向ひ來りて再び忠義を盡くすことを受け引く者なからむことを掛念するのみ、

又曰く、一人の臣何憂、一人の臣何恥を提げて、末に系くるに臣之所懼云々を以てせり、昭王焉くに感服せざることを得むと、

足下上畏太后之嚴、下惑於姦臣之態、居深宮之中、不離阿保之手、終身迷惑、無與昭姦、大者宗廟滅覆、小者身以孤危、此臣之所懼耳、若夫窮辱之事、死亡之患、臣不敢畏也、臣死而秦治、是臣死賢於生。

字訓「阿保」……阿は、倚るなり、保は、養ふなり、女の守り役なり、「昭」……明らかにするなり、
大王足下には、上は、太后の威儀を畏れ押りたまひ、下は、佞諂なる臣下の態度に惑ひたまひ、奥深き御殿の中に引き籠もりたまひで、女
の守り役の手を離れたまはずして、生涯迷ひ惑ひたまひ、忠貞なる臣下と共に、其の佞諂なることを明白にしたまひて、之れを處分したま
ふことなしは、其の福大ならば、秦の宗廟國家は、滅亡轉覆せむ、其の福小さらば、御身は、味方なき孤立となりて、危からむ、此れ臣が大
王の爲めに掛念する庶なるのみ、彼の困窮屈辱の事、死亡の心配の如きは、臣は、決して畏れ押らざるなり、臣死じして、秦の國治まらば、是
れ臣が死じば、生存よりも勝ざり」と、以上、范睢の言葉なり、
又曰、楊慎の曰はく、末に窮辱之事、死に之患、臣不教長也と云へり、窮辱は、即ち爲て屢々狂なり、臣不教長也は、前の非有レ畏而不教
言也に應じたり、字眼極めて關鍵ありと、○鄭以讀の曰はく、末句振ひ起きて勢ひありと、

秦王跽曰、先生是何言也、夫秦國辟遠、寡人愚不肖、先生乃幸辱至於此、是
天以寡人困先生而存先王之宗廟也、寡人得受命於先生、是天所以幸
先王、而不弃其孤也、先生柰何而言若是、事無小大、上及太后、下至大臣、願先生悉以教寡人、無疑寡人也、范睢拜、秦王亦拜、

字訓「辟遠」……僻遠なり、「困」……涸と通ず、汗し辱むるなり、
秦王范睢の言葉を聞きて、兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生何を言はるぞ、全體、秦の國は、僻遠の片田舎にして、拙者
は、愚昧不肖なり、さるを、先生の幸に辱くも此の國に参られたるは、是れ天が拙者をして先生を汗し辱めて、種となる危介を掛け、吾が
先王の宗廟國家を保存せしめらるゝなり、拙者の救命を先生に受くることを得たるは、是れ天が吾が先王に幸福を授けて、其の孤兒の拙者
を見棄てられざるなり、さるを、先生如何にして左様なることを言はるゝぞ、吾が秦國の事は、大小の差別なく、上は、太后の事に及ぶま
で、下は、朝廷の大員の事に及ぶまで、願はくは先生の残らず拙者に教へられむことを、拙者に疑念せらるゝことなく、何事も心置きなく
告げられよ」と、范睢秦王の己れを信用したるを見て拜せしに、秦王も亦范睢を拜せり、

范睢曰、大王之國、四塞以爲固、北有甘泉、谷口、南帶涇、渭、右隴蜀、左關、
阪、奮擊百萬、戰車千乘、利則出攻、不利則入守、此王者之地也、民怯於私
闕、而勇於公戰、此王者之民也、王并此二者而有之、夫以秦卒之勇、車騎

大王之計有所失也、

字訓「韓虞」……韓の國の名を虞と呼べる黒犬なり、世に類ひなき速者なる犬なり、「博」……捕ふるなり、「蹇兔」……足を病みたる兔なり、

〔山東〕……華山より東の方なり、

字訓「范睢」……范山より出で、曰はく、「一大王の御國は、四方の險阻要害をもて、國の固めとし、北の方には、甘泉山と谷口とあり、南の方には、涇
水と渭水とを帶びの如くに引き廻し、右には、關と阪とを控へ、左には、關と阪とを控へて、勇を奮ひて敵を擊つ士卒は、百萬人あり、兵車の
數は、千輛あり、味方に利益ありと見れば、出で、人の國を攻め、味方に利益なしと見れば、入りて己れの國を守る、是れ天下に王たる人の
居るべき土地なり、其の人民は、一己の私事の鬭争には、感病にして、命を惜めども、國家の公事の戰争には、勇武にして、命を惜まず、此れ
天下に王たる人に附くべき人民なり、大王には、此の土地と人民との二つを併せて所有したまへり、全體、秦の士卒の勇武なると、兵車騎
馬の衆多なるとをもて、天下の諸侯を支配するは、譬へば、韓の國の虞と呼べる、世に類ひなき速者なる犬を驅り立て、足を病みたる兔を
捕ふるが如く、頑者王君の事業、容易く成就せらるゝなり、さるを、秦の朝廷の輩臣は、一人として其の位に當たり、其の職に任じて、大王
の事業を輔佐する者なく、今日まで、國境の關門を締め切りたること、十五箇年にして、押し切りて、兵を出だして、華山より東の方の列
國を窺はざるは、是れ獨侯の秦の爲めに謀慮すること忠義ならずして、大王の計策に御手落ちあればなり」と、

秦王跽曰、寡人願聞失計、然左右多竊聽者、范睢恐、未敢言内、先言外事、
以觀秦王之俯仰、因進曰、夫穰侯越韓、魏、而攻齊、綱壽、非計也、少出師、
則不足、以傷齊、多出師、則害於秦、臣意王之計、欲少出師、而悉韓、魏之
兵也、則不義矣、今見與國之不親也、越人之國、而攻可乎、其於計疎矣、

字訓「倍印」……向背といはむが如し、「不義」……戰國策には、失義に作れり、義は、宜なり、失義は、宜しからぬなり、
秦王之れを聞きて、兩膝を地に付けて、恭しく尋ねて曰はく、「拙者願はくは計策の手落ちを聞かむことを」と、さりながら、左右に立ち
聴きする者多かりしかば、范睢之れを掛念して、まだ押し切りて内部の事を言はずして、先づ外部の事を言ひて、秦王の向背を觀察せり、そ
れに就きて、座を流れて曰はく、「全體、獨侯の韓、魏の兩國を通り抜けて、齊の綱壽の地を攻めむとするは、計策を得たることにあらざるな

り、其の禪けは、少し軍勢を繰り出さば、其の力弱くして、齊を傷ひ破るに足らざらむ、ならばとて、多く軍勢を繰り出さば、其の國空しくなりて、秦に損害あらむ、されば、臣が考へては、大王の計策にては、己れは少し軍勢を繰り出して、韓、魏の兵を残らず繰り出さしめむと思し召さる、ならむ、果たして然れば、其の儀は、宜しからぬなり、今、大王の仲間の國の韓、魏の我れに觀まさるを見ながら、其の觀まさる人の國を通り抜けて、齊を攻むるは、宜しからむか、其の計策は疎漏なり、且昔齊湣王南攻楚、破軍殺將、再辟地千里、而齊尺寸之地無得焉者、豈不欲得地哉、形勢不能有也、諸侯見齊之罷弊、君臣之不和也、興兵而伐齊、大破之、士辱兵頓皆咎其王曰、誰爲此計者乎、王曰、文子爲之、大臣作亂、文子出走、故齊所以大破者、以其伐楚而肥韓、魏也、此所謂借賊兵、齊盜糧者也、王不如遠交而近攻、得寸則王之寸也、得尺亦王之尺也、今釋此而遠攻、不亦繆乎、

【註】〔辟〕……間と通ず、開くなり、〔罷弊〕……疲弊なり、〔縛〕……顧挫するなり、〔文子〕……暗に權柄に比す、富麗には、孟嘗君田文のことなりとあれど、孟嘗君の齊を去りしは、齊のまだ破れぬ前には在れば、此の文子は、別人ならむ、〔齊〕……手渡しするなり、〔總〕……誤まるなり、〔國〕……しかのみならず、昔し、齊の湣王は、南の方楚の國を攻めて、其の軍勢を破り、其の大將の唐昧を殺して、二度までも土地を開き廣むること千里的廣さに及びたり、されども、齊は、僅に一尺一寸の土地をだにも手に入れたることなきは、いかで土地を手に入る、ことを欲し望まざるが爲めなるべき、之れを欲し望みしことは山々なれど、世の形勢に制せられて、之れを所有すること能はずなり、列國の諸侯は、齊の楚を攻めて、疲弊して、其の君臣の和合せざるを見て、兵を與こして、齊を伐ちて、大に之れを破りたれば、齊の將士は、敗軍の恥辱を受け、其の兵卒は、頗挫して、皆其の國王を責め咎めて曰はく、「何者か此の不都合なる計策をしたる」と、湣王の曰はく、「拙者の家來の文子、此の計策をせり」と、是に於て、齊の大内亂を起こし、文子他園へ出で走り、されば、齊の大に破れし禪けは、其の楚を伐ちて、韓、魏の二國を肥やしたるをもてなり、此れ世間にて取り沙汰せる、我が身を寄せむとする凶賊に刃物を貸し與へ、我が家に押し入らむとする盜人に粧米を手渡しするが如き仕方なり、大王には、齊の湣王の文子に誤まられたる失敗を眞似たまはむよりは、手遠き國と親しく交はりて、手近き國を坂挟みにして、攻めたまはむには如かじ、此のやうにせば、一寸の土地を手に入れたまは、實際に大王の一寸の土地を増すべく、一尺の土地を手に入れたまは、亦實際に大王の一寸の土地を増すべし、今、此の萬全なる手段を棄て置きて、手遠き國を攻めむとするは、亦誤まりたる計策ならざらむや、誤まりたる計策なるべし、

【註】〔樞〕……樞要なり、〔重幣〕……樞要なり、中山の國は、土地の廣さ五百里四方ありけるが、趙の武靈王、築り此の國を併存して、功業成就し、名譽成り立ち、利益附き生じて、天下の諸侯之れを能く妨害することなかりき、今、夫れ韓、魏の兩國は、中央の國土の場所にして、天下の樞要なり、大王にして、列國の諸侯の旗頭となしむと思し召したまは、是非とも此の中央の國土に覗み交はりて、天下の樞要となりて、楚と趙とを威し付けたまへ、楚の方強くして、手に附け難くば、先づ趙の方を手に附けたまへ、趙の方強くして、手に附け難くば、先づ楚の方を手に附けたまへ、楚も、趙も、皆手に附かば、齊は、屹度秦を懼る、ならむ、齊をして秦に懼れば、屹度口上を卑下し、遺物を手重くして、秦に臣とし奉ふるならむ、齊にして秦の手に附かば、韓、魏の君臣は、其の勢ひに因りて、何の苦もなく、生け捕りとなるべし」と、以上、范睢の言葉なり、昭王曰、吾欲親魏久矣、而魏多變之國也、寡人不能親、請問親魏柰何、對曰、王卑詞重幣以事之、不可則割地而賂之、不可因舉兵而伐之、王曰、寡人敬聞命矣、乃拜范睢爲客卿、謀兵事、卒聽范睢謀、使五大夫綰伐魏、拔懷、後二歲、拔邢丘、

【註】〔客卿〕……客分の卿なり、「五大夫」……秦の爵の名なり、昭王の曰はく、「吾れ魏の國に覗み交はりたく思ひたること久しけれど、魏は、變化多くして、當てにならぬ處なれば、拙者は覗み交はること能はず、魏に覗み交はるには、如何様にせば宜しからむ、先生の手段を承りたし」と、范睢對へて曰はく、「大王には、先づ口上を卑下し、遺物を手重くして、魏に事へたまへ、それにて思はしからば、土地を割きて、之れに賂ひたまへ、それにて思はしからば、兵を擧げて、之れを伐ちたまへ」と、昭王の曰はく、「拙者は、敬みて先生の救命を受けむ」と、是に於て、范睢に客分の卿を拜命せしめて、戰爭の事を相談せしが、遂に范睢の謀計を聽き納れて、五大夫の綰をして、魏を伐たしめなれば、綰は、魏の懷の地を取り取りたり、其の後二箇年立ち

客卿范睢復說昭王曰秦韓之地形相錯如繡秦之有韓也譬如木之有蠹也人之有心腹之病也天下無變則已天下有變其爲秦患者孰大於韓乎王不如收韓

て又邢丘の地を乗り取りたり

【相錯如繡】……互に入り組むこと、錯綜の模様の如きなり。【蠹】……枯木の心を食ふ蟲なり。
 客卿范睢重ねて昭王に説きて曰はく、「秦と韓との両国の地形は、互に入り組むこと、錯綜の模様の如し、秦の韓あるは譬へば、樹木に心を食ふ蟲あるが如く、人の身體に胸腹の病氣あるが如し、天下に異變なくして、平穎なれば、それまでならむ、萬一天下に異變なれば、それまでならむ、萬一天下に異變あらば、其の秦の蟲害をせむ者は、いつの國か越より大なるべき、韓に増したる大患なからむ、大王には、韓を手に附けたまはむに如かじ」と、昭王曰吾固欲收韓韓不聽爲之柰何對曰韓安得無聽乎王下兵而攻榮陽則輩成臯之道不通北斷太行之道則上黨之師不下王一興兵而攻榮陽則其國斷而爲三夫韓見必亡安得不聽乎若韓聽而霸事因可慮矣王曰善且欲發使於韓

【昭王の曰はく】「吾れ言ふまでもなく、韓を手に附けたま思へども、韓の方にて承知せば、之れを如何様にせば宜しからむ」と、范睢對て曰はく、「韓は、何とて大王の仰せを承知することなきことを得べき、大王兵を押し下して、韓の榮陽を攻めたまは、韓の榮陽と成臯との道路を塞せざらむ、又北の方韓の大行の道路を絶ち切りたまは、韓の上黨の人數押しつづらざらむ、大王一たび兵を興として、榮陽を攻めたまは、其の國中斷して、三つとなりむ、夫れ韓は、秦より攻められて、屹度滅亡せむことを見ば、何とて大王の仰せを承知せざることを得べき、若し韓にして大王の仰せを承知せば、大王の天下の權侯に旗頭たる事業は、隨ひて謀慮せらるべし」と、昭王の曰はく、「至極尤なり」と、是に於て、昭王種なく使者を韓へ出發せしめむと思ひたり

范睢日益親復說用數年矣因請間說曰臣居山東時聞齊之有田文不

【請間】……手透きの折りを伺よなり。【能利害】……戰國策には、能の下に專の字あり。【擅行不顧】……秦王に諮詢せざして、自僅に政事を執り行ふなり。【出使不報】……秦王に申し立てずして、使者を他國へ出だすなり。【擊斷無諱】……秦王に遠慮することなく、人を刑罰するなり。【進退不諳】……秦王に申し請はずして、其の身を進退するなり。【四貴】……權侯と華陽君と涇陽君と高陵君との四人の貴人なり。
 范睢日増しに益々昭王に寵まれて、又其の説の昭王に用ひらるゝこそも、數箇年になりたれば、最早内部の事を言ひても大丈夫なりと思ひたり、それに就きて、昭王の手透きの折りを伺ひて、脱き出でゝ曰はく、「臣華山より東の方の列國に居りし時、齊には、孟嘗君の田文あることを聞き及びたれど、其の國王あることを聞き及ばざりき、又秦には、太后と權侯と華陽君と涇陽君と高陵君との四人の貴王と謂ひ、人を殺し人を生かす威光を切り盛りする者を國王と謂へり、然るに、今、太后は、大王に諮詢せざして、自僅に政事を執り行ひたまひ、權侯は、大王に申し立てずして、使者を他國へ出だし、華陽君、涇陽君等は、大王に遠慮することなく、人を刑罰し、高陵君は、大王に申し請はすして、其の身を進退せり、此の權侯と華陽君と涇陽君との如き四人の貴人備はりて、國王を輕蔑して、其の國の危かざる者は、昔より、其の例あらぬなり、大王には、此の四人の貴人の下に居たまは、臣が只今申したる、秦には國王なきなり、此のやうなる有様なれば、大王の權勢は、何とて図かざることを得べき、大王の命令は、何とて御手元より出づることを得べき、大王の權勢の立ちて、大王の命令の御手元より出でむことは、思ひも寄らぬことなり、

臣聞善治國者乃內固其威而外重其權權侯使者操王之重決制於諸侯剖符於天下政適伐國莫敢不聽戰勝攻取則利歸於陶國弊御於

諸侯戰敗則結怒於百姓而禍歸於社稷。

説訓「使者」……事を用おしむる者なり、重役の者をいふ、「操」……挿むといはむが如し、小路に搔い込むなり、「割」符於天下」……秦の國に出入りする使者の證據の割り符を天下の諸侯に配分するなり、「政通」……敵を征するなり、「弊」御於諸侯」……弊は、断ずるなり、御は、制するなり、諸侯を主断制御するなり。

臣が兼ねん。聞き及びたるには、上手に國を治むる者は、自國の内には、其の威光を堅固にし、自國の外には、其の權勢を重くすとなり、然るに、穰侯の重役の者、大王の重き威勢を小脇に搔い込みて、物事の切り盛りを列國の諸侯に決断し、秦の國に出入りする使者の證據の割り符を天下の諸侯に配分し、敵を征し、國を伐つことをさへ、押し切りて取り扱はざることなし、人の國と戰ひて勝ち、人の國を攻めて取れば、其の利益は、穰侯の所領の陶國に歸して、諸侯を主断制御せり、人の國と戰ひて敗るれば、上を怨む心を秦の百姓に結ばしめて、其の禍害は、大王の社稷國家に歸せり。

詩曰、木實繁者、披其枝、披其枝、者傷其心、大其都者危其國、尊其臣者卑其主、崔杼、淖齒管齊、射王股、擢王筋、懸之於廟梁、宿昔而死、李兌管趙、囚主父於沙丘、百日而餓死、今臣聞秦太后、穰侯用事、高陵、華陽、涇陽佐之、卒無秦王、此亦淖齒、李兌之類也。

詩【詩】……逸詩なり、「操」……開くなり、裂くなり、「心」……幹なり、「營」……掌るなり、「宿夕」……一夜なり、「主父」……趙の武靈王自ら主父と號す、詩經に漏れたる逸詩に曰はく、「木の實の多く附きたる者は、其の枝を裂く、其の枝を裂く者は、其の幹を傷ふ」と、之れと同じく、其の臣下の都邑を廣くする者は、其の主君の國土を危くし、其の臣下の身分を尊くする者は、其の主君の威光を卑くするなり、其の證據には、昔し、崔杼と淖齒とは、齊の政事を管掌して、崔杼は、齊の莊公の股を射、淖齒は、齊の湣王の筋を拔きて、之れを宗廟の梁の上に懸けたれば、二君は、孰れも一夜の中に死にき、又李兌は、趙の政事を管掌して、主父を沙丘に生け捕りたれば、主父は、百日目に餓死して死にき、是れ皆臣下を餘りに重く用お過ぎたる過失なり、今、臣は、秦の太后、穰侯、主として事を取り扱ひ、高陵君、華陽君、涇陽君、之れを輔佐して、秦には遂に國王なしと聞き及びたり、此れも亦齊の淖齒と趙の李兌との類ならむ。

且夫三代所以亡國者、君專授政、縱酒馳弋、騁獵、不聽政事、其所授者、

妬賢嫉能、御下蔽上、以成其私、不爲主計、而主不覺悟、故失其國、今自有秩以上、至諸大夫下及王左右、無非相國之人者、見王獨立於朝、臣竊爲王恐、萬世之後有秦國者、非王子孫也、昭王聞之、大懼曰、善。

詩【詩】……馬を駆せて、鳥を射るなり、「驥」……馬を駆せて、鳥を射るなり、弋は、矢に絲を繋ぎて、鳥を射止めて、引き寄せる仕方なり、「騁獵」……馬を駆せて、獸を獵るなり、「有秩」……田間の大夫の其の官儀に秩ある者をいふ、「大夫」……左右中更以上の吏となる者をいふ、しかのみならず、秦、齊、夏、殷、周の三代の間に、國を滅亡せし者の仔細を尋ねるに、其の國君は、尊ら大臣重役に政事を授けて、其の身飲酒に耽り、或は馬を駆せて、鳥を射、或は馬を駆せて、獸を獵りて、自ら政事を聽くことなく、其の政事を授けられたる者は、賢才ある者を妬み、能ある者を嫉みて、其の出世を妨げ、己れの配下を巧みに制御し、君上の視聽を掩ひて、何事をも知らしめずして、其の身の慾望を成就し、主君の爲めには、毛頭利益あることを計らざれど、主君は、之れを心付かぬが故に、其の國を失ひしなり、今、秦にては、田間の大夫人の其の官儀に秩ある者より以上、左右中更以上の吏となる者に至り、下は、大王の左右の近臣に及ぶまで、相國の穰侯の手より出でたる人にあらずる者なれば、大王には、一人の味方なくして、獨り淋しく朝廷に立ち候る者を拜見せり、臣は、内々大王の爲めに、萬世の後、秦の國を所有せむ者は、大王の御子孫にあらずして、穰侯の子孫ならむことを恐るゝなり」と、以上、范睢の言葉なり、昭王之れを聞きて、大に懼れて曰はく、「至極尤なり」と、

秦封范睢以應侯、當是時、秦昭王四十一年也。

秦は、范睢を應地に封じて、號して應侯とせり、是の時、秦の昭王の四十一年に當たれり、

范雎既相秦，秦號曰「張祿」。而魏不知，以爲范雎已死久矣。魏聞秦且東伐韓、魏、魏使須賈於秦。

范雎既に秦の宰相となりけるが、秦にては、其の藝名の張祿をもて通用したれば、魏の國にては、其の范雎なることを知らずして、范雎は、最早死去せしこと久しき以前のことなりと思ひたり、折りから、魏王は、秦の程なく東の方魏を伐たむとする由を聞き込みて、和談を請ひて、其の兵禦を免れむとて、中大夫の須賈を使者として、秦の國へ差し立てたり。

范雎聞之爲微行、敝衣閒步之邸。見須賈，須賈見之而驚曰：「范叔固無恙乎？」范雎曰：「然。」須賈笑曰：「范叔有說於秦邪？」曰：「不也。」范雎曰：「過於魏相，故亡逃至此。安敢說乎？」須賈曰：「今叔何事？」范雎曰：「臣爲人庸賃，須賈意哀之。」畱與坐飲食。曰：「范叔一寒如此哉？」乃取其一綈袍以賜之。

〔微行〕……忍びて行くなり、「面歩」……抜け道をして歩むなり、「通」……咎めなり、「庸賃」……雇はれて貢仕事をするなり、「一寒」……極めて寒ゆるなり、「綈袍」……太織りの布子なり。

范雎既より須賈の來れる由を聞きて、忍びて行きて、破れたる著物を纏ひて、人に知られぬやうに、抜け道をして歩みて、須賈の旅館へ往きて、須賈に逢ひたれば、須賈之れを見て、驚きて曰はく、「范叔は、前より恙なかりしや」と、范雎の曰はく、「さなり」と、須賈笑ひて曰はく、「范叔は、秦に來りて、自分の意見を説きたることありや」と、范雎の曰はく、「否、已れは、前年、魏の宰相の咎めを蒙りしが故に、魏を造りして、此の地まで到着したことなれば、何とて押して自分の意見を説きなどすべき」と、須賈の曰はく、「今、范叔は、何を仕事として居るぞ」と、范雎の曰はく、「臣は、此の地の人の爲めに雇はれて、貢仕事をして、日々の露命を蒙きたり」と、須賈之れを氣の毒に思ひて、其の儀、旅館に引き留めて、弊座して、飲み食ひせしめて、其の著物の破れたるを見て曰はく、「范叔は、極めて寒えたること、其のやうにまでなりたるか」と、斯く慰めて、持ち合はせたる一枚の粗末なる太織りの布子を取りて、范雎に惠み與へたり。

須賈因問曰：「秦相張君、公知之乎？」吾聞幸於王，天下之事皆決於相君。今吾事之去畱在張君。孺子豈有客習於相君者哉？」范雎曰：「主人翁習知之。」唯雎亦得謁，雎請爲君見於張君。須賈曰：「吾馬病，車軸折，非大車駒馬，吾不出。」范雎曰：「願爲君借大車駒馬於主人翁。」

〔去畱〕……成否といはむが如し。「孺子」……小僧といはむが如し。范雎を指す。「習」……熟知するなり。「主人翁」……權なり。范雎の層ひ主を指す。

須賈圖らず范雎に逢ひたるに因りて、尋ねて曰はく、「秦にては、近頃、張祿君を宰相とせしめ、貴公は、之れを見知りたりや、吾れ張祿君は、秦王に寵幸せられて、天下の事、大小の差別なく、皆此の宰相君の手元にて決定せりと聞き及びたれば、今、吾が用事の成否も、張祿君の了聞に在らむ、小僧よ、御身は、いかに此の地の賓客の宰相君を熟知せる者あることを聞き及びたるか、若し其の人を聞き及びたば、名前だけをも知らせて貰ひたし」と、范雎の曰はく、「臣が常と雇はる、權那は、宰相君を熟知せり、唯己れも亦其の手裏にて、宰相君に謁見することを得たり、己れ尊君の爲めに周旋して、張祿君に面會せしめむことを請ふ」と、須賈の曰はく、「そは、何よりの好都合なり、さりながら、長々の道中にて、吾が馬は病み疲れ、車の心棒は折れたるに當惑せり、魏の使者として、宰相君に逢ふことなれば、大なる車に四頭立ちと馬を繋がざしては、吾れは旅館を出で難し」と、范雎の曰はく、「それも御安き御用なり、願はくは尊君の爲めに、大なる車と四頭立ちの馬とを臣が權那に借用せむことを」と。

范雎の曰はく、「總べて只、范雎の詐りて姓名を變じて張祿となりたる一句、千情萬態を描寫せり、亦略せる處に於て反りて詳かにする調なりと、

范雎歸，取大車駒馬，爲須賈御之，入秦相府，府中望見，有識者皆避匿。須賈怪之，至相舍門，謂須賈曰：「待我，我爲君先入通於相君。」須賈待門下，持車良久，問門下曰：「范叔不出何也？」門下曰：「無范叔，須賈曰：「鄉者與我載而入者，門下曰：「乃吾相張君也。」須賈大驚，自知見賣，乃肉袒膝行，因

門下人謝罪

【見】**須賈**……歎かるといはむが如し。
 范睢履主の家へ走り行きたる振りをして、己れの官舍へ立ち歸りて、大なる車と四頭立ちの馬とを取り寄せて、須賈の旅館へ立ち戻りて、須賈の爲めに、其の馬車の御車となりて、秦の宰相の役所へ乗り込みたれば、役所中の人は、遠方より望み見て、范睢を知りたる者は、皆長れ憚りて、避け匿れたれば、須賈之れを不思議に思ひたり、斯くて宰相の官舍の門前へ到着して、范睢須賈に物語りして曰はく、「此の處にて、我れを待たれよ、我れ尊君の爲めに、先づ入りて、宰相君に通知せむ」と、須賈門の下に待ちて、馬車を扣ふること、餘程手間取りたれど、范睢出で來らざりしかば、待ち草臥れて、門下の人々尋ねて曰はく、「范叔の出で來らぬは、何故ぞ」と、門下の人々曰はく、「范叔といふ者なし」と、須賈の曰はく、「先刻我れと一所に此の馬車に乗りて來りて、門内に入りたる者なり」と、門下の人々の曰はく、「とは、吾が宰相の張君なり」と、須賈大に驚きて、自ら范睢に歎かれたることを心付きたれば、兩肌を脱ぎて、肉體を露はして、杖にて打たる、覺悟をして、居ざりのやうに、膝頭にて行きて、門下の人々に依頼して、己れの昔し范睢を苦めたる罪過を平に説び入りたり、

於是范睢盛帷帳、侍者甚衆、見之、須賈頓首言死罪、曰、賈不意君能自於青雲之上、賈不敢復讀天下之書、不敢復與天下之事、賈有湯鑊之罪、請自屏於胡貉之地、唯君死生之。

【見】**須賈**……立派なる垂れ布を引き廻すなり、「致於青雲之上」……立身出世するなり、「湯鑊之罪」……釜湯出の罪なり、「屏」……退くなり、「胡貉」……北方の夷狄なり。
 是に於て、范睢立派なる垂れ布を引き廻し、大勢の家来を侍坐せしめて、須賈を召し出でて、面會しそれば、須賈頭を地に付けて、己れの罪過の死刑に當たる由を述べて曰はく、「己れは、尊君の能く自身の働きをもて、斯くまで立身出世せられむとは思はざりき、己れは、かやうに愚鈍なれば、決して重ねて天下の書を讀むまじ、決して重ねて天下の事に關係すまじ、己れが身には、釜湯出の罪あれば、自ら中國に生活することを止めて、北狄の胡貉の土地へ退かむことを請ふ、我が一命を取らるゝも取られぬも、唯尊君の意に任せむ」と、
范睢曰、汝罪有幾、曰、擢賈之髮、以續賈之罪、尙未足、范睢曰、汝罪有三耳、昔者楚昭王時、而申包胥爲楚郤吳軍、楚王封之以荊五千戶、申包胥辭不受、爲丘墓之寄於荆也、今睢之先人丘墓亦在魏、公前以睢爲有外

【見】**須賈**……「擢賈之髮、以續賈之罪、尙未足」……擢は、抜くなり、續は、贈と通ず、金を納めて罪を買ひ取るなり、髮の毛を一本づゝ引き抜きて、其の箇條を勘定して、己れの罪を贈ふとも、髮の數だけにては、まだ不足なるなり、一説には、髮の毛を抜きて、之れを娘ざても、まだ其の罪の長さに比ぶるに足らぬなりとしへり、「丘墓」……土を盛り上げたる墓なり、「先人」……「父なり」、「外心」……他國に内通する心なり、
范睢曰、「汝は、左様に恐れ入りたるが、全體、汝が罪は何箇條ありと思へるか」と、須賈の曰はく、「己れが罪は、極めて多ければ、己れの髮の毛を一本づゝ抜きて、其の箇條を勘定して、己れの罪を贈ふとも、髮の毛の数だけにては、まだ足らぬなり」と、范睢の曰はく、「汝が罪は、唯三箇條あるのみなり、昔し、楚の昭王の時に、申包胥走の爲めに、吳の軍勢を退却せしめられたれば、楚王其の手柄を譽めて、前節ち楚の國の中に、家數の五千軒もある土地の領主に封ぜむとせしに、申包胥之れを辭退して受けざりき、今は、申包胥の吳の軍勢を退却せしめしは、己れの先祖代々の墓所の荆の國に寄存せるが爲めに、吳の軍勢に其の墓所を踏み荒らされむことを恐れて、之れを退却せしめしに、楚王の爲めに盡力せしにはあらずとて辭退せしなり、今、己れの先祖代々の墓所も、亦魏の國に在ることなれば、何とて魏の爲めにならぬ事を企てたることあるべき、さるを、貴公は、先年、己れをもて、魏の事を齊に内通する心ありとして、己れが事を宰相の魏に恵しまさに言ひしは、貴公の罪の第一箇條なり、次ぎに、魏齊が汝の言葉を信用して、我れを捕へて、便所の中に辱めたるを、貴公は、之れを傍覗して、押し止めざりしは、貴公の罪の第二箇條なり、次ぎに、魏齊の賓客の酒に酔ひて代はりぐに我れに小便を仕掛けたるを、貴公は、何とて堪へ忍びて見物せしぞ、是れ貴公の罪の第三箇條なり、此の三箇條の罪あれば、貴公は、無論死をねばならぬ筈なれど、貴公の今、貴公を救免せむ」と、須賈之れを聞きて、始めて安心して、助命を受けたる謝禮を述べて、引き下がりたり、范睢卿殿へ出仕して、魏の使者として、須賈の來りたる由を述べて、須賈に暇を遣はして、其の本國へ歸らしめたり、

須賈辭於范睢、范睢大供具、盡請諸侯使與坐堂上、食飲甚設、而坐須賈於堂下、置座豆其前、令兩黥徒夾而馬食之、數日爲我告魏王、急持魏齊頭來、不然者、我且屠大梁、須賈歸以告魏齊、魏齊恐、亡走趙、匿平原君、頭來不然者、我且屠大梁、須賈歸以告魏齊、魏齊恐、亡走趙、匿平原君、

所、

【供具】……驕走の支度をするなり。【薑豆】……刻みたる薑に豆を交せたるなり。【兩豚徒】……二人の頭に入れ墨をしたる舞人なり。
 【數】……賣むるなり。【居】……甚だ多く人を殺すことなり。
 ■須賀諸國を許されたれば、范雎の許へ暇ひに往きたるに、范雎大に驕走の支度をして、列國の諸侯の使者を残らず接待して、共々に堂の上に坐せしめて、酒食を澤山に貲べ立てゝ、之れを變態しながら、須賀一人を堂の下に坐せしめて、刻みたる薑に豆を交せたるもの其の前に差し置きて、二人の顔に入れ墨をしてしたる罪人をして、須賀を板挟みにして、其の食物を馬のやうに食はしめて、之れを賣め付けて曰はく、「汝我が爲めに、魏王に逢ひたらば、急さて魏齊の首を持ち來れ、さなば、我れ程なく魏の大業の都の者を片端より切り殺さむと告げよ」と、須賀歸りて、范雎に逢ひたる始末を魏齊に告げたれば、魏齊恐れて、趙の國へ亡げ走りて、平陽君の所に潛み匿れたり。

范雎既相、王稽謂范雎曰、事有不可知者二、有不可奈何者亦二、宮車

一日晏駕、是事之不可知者一也、君卒然捐館舍、是事之不可知者二也、使臣卒然填溝壑、是事之不可知者三也、宮車一日晏駕、君雖恨於臣、無可奈何、君卒然捐館舍、君雖恨於臣、亦無可奈何、使臣卒然填溝壑、君雖恨於臣、亦無可奈何、范雎不懼。

■「宮車一日晏駕」……軍臣の心になりて、今日は何故に主上の御馬車の御支度の運転せるかと心配することなり、天子の崩御を遠廻しにいふ言葉なり、昭王の死を指す。「卒然捐館舍」……不意に其の身の居宅を見棄つるなり、是れは、貴人の死ぬることを大王に言上せられざりなり。「填溝壑」……溝中谷底に埋まるなり、是れは、敗者の死ぬることを遠慮しにいふ言葉なり。「不懼」……氣分を悪しくするなり、范雎既に秦の宰相となりて、何事も一手に切り廻して居たりしに、最初に、范雎を秦王に取引持ちたる王稽成る日、范雎に物語りして曰はく、「世の中の事には、諂ひ分からぬこと三つあり、如何ともせられぬことも三つあり、其の諂ひは、大王には、只今御無事なれど、一朝御馬車の御支度の運転して、御不例にもやと軍臣の心配することなしとも定め難からむ、是れ世の中の事の諂ひ分からぬことの一つなり、又貴君にも、只今御無事なれど、卒然として、不意に居宅を棄てたまふことなしとも定め難からむ、是れ世の中の事の諂ひ分からぬことの二つなり、又臣が身も、只今御無事なれど、卒然として、不意に溝中谷底に埋まるとなしとも定め難からむ、是れ世の中の事の諂ひ分からぬことの三つなり、萬一大王にして、一朝御馬車の御支度の運転して、臣子の心配することもありむには、貴君は、臣を昇級せしめむことを大王に言上せられざりしことを遠慮しに思ひたまふとも、如何ともせられぬならむ、又萬一貴君にして、卒然として、不意に居宅を棄てたまふこと

乃入言於王曰、非王稽之忠莫能內臣於函谷關、非大王之賢聖莫能貴臣、今臣官至相、爵在列侯、王稽之官、尙止於謁者、非其內臣之意也、昭王召王稽拜爲河東守、三歲不上計、又任鄭安平、昭王以爲將軍、范雎於是散家財物盡以報所嘗困厄者、一飯之德必償、睚眦之怨必報。

■「計」……歲入歲出の計算帳なり、「任」……身元を保證するなり、「所嘗困厄者」……前方に誰達せし時に交はりたる者なり、「睚眦之怨」……人と睨み合ひたる些細なる違恨なり、互に目を見張りて、面白からぬ奴などと思ひたる程の些細なる違恨なり、范雎王稽の怨み言葉を聞きて、氣の済まぬやうに思ひたれば、御殿へ出仕して、昭王に言上して曰はく、「王稽之忠義にあらざらむには、能く臣を函谷關より引き入れるゝことなからむ、大王の賢聖にあらざらむには、能く臣を貴び重んぜらるゝことなからむ、今、臣が官は宰相に至り、貴は列侯に在れど、王稽の官は、尚ほ謁者に止まれり、是れ王稽の臣を函谷關より引き入れたる本意にあらざらむ」と、昭王之れを聞きて、尤なりと思ひて、王稽を召し出して、河東の太守を拜命せしめて、三箇年の間、地方の歲入歲出の計算帳を差し出すに及ばず、手限りにて處分すべしと命じたり、范雎は、又魏にて己の身をかくまひて、王稽に取り持ち呉れたる鄭安平の身元を保證せしかね、昭王之れを將軍とせり、范雎は、是に於て、其の家の金錢財物を藉き散らして、前方に離達せし時に交はりたる者に残らず返報し、一度の飯をふるまはれたる程の些細なる恩讐をも、屹度辨拂し、後に睨み合ひたる程の些細なる違恨をも、屹度返報せり、

文選茅坤の曰はく、尊ら誰の魏齊に辱められ、秦に説はれて、其の妻に説はれて、因りて以て魏に報復せしことを筆寫せむことを要せり、故に恩讐の處に於て、儘う力めて國恥なりと、茅坤の曰はく、一飯之德の二句、其の妻に相たる後の事を標するに足れりと、
 范雎相秦二年、秦昭王之四十一年、東伐韓少曲、高平、拔之、

■范雎秦に宰相たること二年にして、秦の昭王の四十二年に、東の方韓の少曲、高平の地を伐ちて、之れを乗り取りたり、
 秦昭王聞魏齊在平原君所、欲爲范雎必報、其仇乃詳爲好書、遺平原君、

日、寡人聞君之高義、願與君爲布衣之友、君幸過寡人、寡人願與君爲十日之飲、平原君畏秦、且以爲然、而入秦見昭王。

【好書】……惡意を結ぶ手紙なり、「布衣」……布子を著たる者なり、士の仕へずして微賤なる者をいふ。秦の昭王、魏齊の平原君の所に在る由を聞き及びて、范雎の爲めに、是非とも其の仇を報いたしと思ひたれば、詐りて惡意を結ぶ手紙を拵へて、平原君に送りて曰はく、「拙者は貴君の節義の高きことを聞き及びたれば、願はくは貴君と身分の高下を差し置きて、布子を著たる微賤の者の交際に結むことを、貴君幸に拙者の國へ立ち寄られよ、拙者願はくは貴君と十日の間の酒宴を催さむことを」と、平原君秦の威勢を長れ俾り、且つ手紙の趣を尤なりと思ひて、秦へ入りて、昭王に謁見せり。

昭王與平原君飲數日、昭王謂平原君曰、昔周文王得呂尚、以爲太公、齊桓公得管夷吾、以爲仲父、今范君亦寡人之叔父也、范君之仇在君之家、願使人歸取其頭來、不然吾不出君於關、平原君曰、貴而爲友者爲賤也、富而爲交者爲貧也、夫魏齊者勝之友也、在固不出也、今又不在臣所、【爲賤】……賤しき時の情合ひの深きが爲めなり、「爲貧」……貧しき時の情合ひの深きが爲めなり、「勝」……平原君の名なり、昭王平原君と酒を飲むこと數日にして、昭王平原君に物語りして曰はく、「昔し、周の文王は、呂尚を手に入れて、之れを貴びて、仲父とせり、今、范君も亦拙者の叔父も同様なる人なり、范君の仇の魏齊は、貴君の家に在り、願はくは貴君をして、貴君の家へ立ち歸りて、其の首を取り來らしめむことを、さなば、吾れ貴君を此の地に引き留めて、函谷關より出だすまじ」と、平原君の曰はく、「貴くなりて、朋友となるは、賤しき時の情合ひの深きが爲めなり、富みて交際するは、賤しき時の情合ひの深きが爲めなり、至禮、魏齊は己れの交友なれば、たとひ手元に在りとも、無論差し出さゞらむ、今又臣が所には在らざれば、折角の御所望なれど、差し出し難し」と、

昭王乃遣趙王書曰、王之弟在秦、范君之仇魏齊在平原君之家、王使人疾持其頭來、不然吾舉兵而伐趙、又不出王之弟於關、趙孝成王乃發

卒圍平原君家急、魏齊夜入、出見趙相虞卿、虞卿度趙王終不可說、乃解其相印、與魏齊入、聞行念諸侯莫可以急抵者、乃復走大梁、欲因信陵君以走楚。

【昭王】昭王平原君の承知せざるを見て、手段を變へて、趙王に手紙を送りて曰はく、「大王の弟の平原君は、秦に在り、我が宰相の范君の仇の魏齊は、平原君の家に在り、大王をして疾く憲に其の首を持ち來らしめよ、さなば、吾れ兵を擧げて、趙を伐ち、又大王の弟を函谷關より出ださゞらむ」と、趙の孝成王驚いて、士卒を發して、平原君の家を圍ましむること火急なりしかば、魏齊夜中に其の家を逃して、趙の宰相の虞卿に逢ひて、身の振り方を相談せしに、虞卿趙王の到底魏齊を助くることを設け付けられぬことを推量して、魏齊の爲めに、義理を立て、其の宰相の印章を解き棄て、浪人の身分となりて、魏齊と共に逃して、人に知られぬやうに抜け道をして行きながら、列國の諸侯を思索するに、急速に其の地へ至りて、二人の身を託すべく者なればしかば、魏齊の一旦立ち退きたる魏の國へ重ねて走り込みて、信陵君に依頼して、其の保護を受けて、楚の國へ走り去らむと思ひたり、

信陵君聞之、畏秦猶豫、未肯見曰、虞卿何如人也、時侯羸在旁、曰、人固未易知、知人亦未易也、夫虞卿躊躇擔簦、一見趙王、賜白璧一雙、黃金百鎰、再見拜爲上卿、二見卒受相印、封萬戶侯、當此之時、天下爭知之、夫魏齊窮困過虞卿、虞卿不敢重爵祿之尊、解相印、捐萬戶侯、而聞行急士之窮、而歸公子、公子曰、何如人、人固不易知、知人亦未易也、

【指掌】……指と掌とは、二歌の名なり、性質疑ひ深きものなれば、人の事に臨みて通鑑して決せざることを指掌といふ、「人固未易知」……人は勿論人に知られ易からぬなり、成績の上よりいふ「知人亦未易」……人を知ることも、まだ易からぬなり、信陵君の上よりいふ、「指掌」……草履を足に突き掛くるなり、「蓋」……柄のある笠なり、「一笠」……一對なり、「籠」……二十兩を籠といふ、「公子」……信陵君を指す、信陵君處の魏齊と同道して來れる由を聞き及びて、秦の威勢を長れ俾りて、猶豫遲疑して、まだ之れに面會することを承知せざして

曰はく、「虞卿といふ男は、全體如何なる人物なるか」と、其の時、信陵君の食客の侯羸、信陵君の座に在りて曰はく、「虞卿の如き、人に知られ易き行ひありてすら、公子に知られざれば、人は勿論人に知られ易からぬなり。」
されば、人を知ることも、まだ易からぬなり。全體、虞卿は、貧乏にして、何の支度もなく、草履を足に突き掛け、柄のある笠を拂ひて、一たび趙王に謁見して、白々璧玉一對と、黃金百镒とを拜領し、再び謁見して、上卿の役を拜命し、三たび謁見して、遂に宰相の印章を拜受して、家數の萬軒もある土地の諸侯に封せうれき。此の時に當たりて、天下中の人々は、我れ彼れじと、先を争ひて、虞卿の譽讃を知らむとせり、全體、魏齊は身の置き處なく困窮して、虞卿の許に立ち寄りたるに、虞卿は、之れに器量を立て、決して爵位食祿の尊さを重んぜず、宰相の印章を解き棄て、家數の萬軒もある諸侯の領地を振り棄て、魏齊と共に、人に知られぬやうに、抜け道をして行き、士の困窮を救はむことを急務として、我が公子に身を寄せたるを、公子の曰はく、「虞卿は、如何なる人物なるぞ」と、虞卿の如き、人に知られ易からぬなり。虞卿の如き、人の知り易き行ひありてすら、公子は知りざれば、人を知ることも、まだ易からぬなり」と。

信陵君大慙駕如野迎之、魏齊聞信陵君之初難見之怒而自剄。魏王聞之卒取其頭予秦。秦昭王乃出平原君歸趙。

【難】……長れ涙るなり。
【解】信陵君侯羸の歎を聞きて、大に憮ち入りて、即座に馬車の支度をして、野外へ往きて、虞卿を迎へたり、然るに、魏齊は、信陵君の最初に面會することを長れ涙りたる由を聞きて、立腹して、自ら首を搔き落として死にたれば、信陵君の出迎へは、間に合はざりけり、魏王魏齊の自殺せし由を聞きて、遂に其の首を取りて、秦に與へたれば、秦の昭王平原君を函谷關より出だして、趙へ歸らしめたり。

昭王四十三年、秦攻韓汾陘、拔之、因城河上廣武。

【解】昭王の四十三年に、秦は、韓の汾陘の地を攻めて、之れを乗り取りたり、それに就きて、新たに秦の手に入りたる河上の廣武といふ處に城を築きたり。
後五年、昭王用應侯謀、縱反間賣趙。趙以其故令馬服子代廉頗將秦大破趙於長平。遂圍邯鄲。已而與武安君白起有隙、言而殺之。任鄭安平使將擊趙。鄭安平爲趙所困急、以兵二萬人降趙。應侯席藁請罪秦之

法任人而所任不善者各以其罪罪之。於是應侯罪當收三族。秦昭王恐傷應侯之意乃下令國中有敢言鄭安平事者以以其罪罪之而加賜相國應侯食物日益厚以順適其意。

【解】「有」讀……中惡しきなり。「收」三族」……父方と母方と妻の里方との三族を召し捕るなり。「廣通」……叶ふるなり。
其の後、五年目に、昭王應侯の謀計を用ひて、趙を歎かたれば、趙は、其の詠けをもて、馬服君の趙者の子の趙括をして、廉頗に代はりて、將たうしめたれば、秦は、大に趙の軍勢を長平の地に破りて、遂に邯鄲の都を圍みたり。已にして、應侯は、武安君の白起と中惡しなり。されば、昭王に旨上して、之れを殺して、鄭安平を其の肺役に任じて、兵に將として、趙を擊たしめしに、鄭安平趙の軍勢に嚴しく周められて、二萬人の兵卒を引き連れて、趙に降参せしかば、應侯秦王に申し譯けなしして、幕試の上に坐して、罪科に處せられむことを請へり、秦の法律にては、人の身元を保護して、其の保護せられたる者善からざれば、本人も保護人も、餘るに其の罪をもて處分する定めなり。是に於て、應侯は、敵軍に降参したる鄭安平の身元を保護したる廉をもて、父方と母方と妻の里方との三族を召し捕るべき刑法に相當せり。然るに、秦の昭王は、應侯の國に功勞あるをもて、其の倅を傷ひ、氣を痛めむことを掛念して、命令を國中に下して、強ひて鄭安平の事を申し立つる者あらば、其の罪をもて處分せむと開れ流して、其の不始末を取り消しつ、相國の應侯には結構なる食物料理を加へ膳ふこと。一日壇しに疊々手厚くして、其の意に叶ふやうにせり。

【解】茅坤の曰はく、范增の罪の大なる者は、太史公更に放過せざと、
後二歲、王稽爲河東守、與諸侯通坐法誅而應侯日益以不懌。昭王臨朝歎息應侯進曰、臣聞主憂臣辱。主辱臣死。今大王中朝而憂。臣敢請其罪。昭王曰、吾聞楚之鐵劔利而倡優拙。夫鐵劔利則士勇、倡優拙則思慮遠。夫以遠思慮而御勇士、吾恐楚之圖秦也。夫物不素具、不可以應卒。今武安君既死而鄭安平等畔、內無良將而外多敵國。吾是以憂。欲以激應侯、應侯懼不知所出。蔡澤聞之、往入秦也。

「坐法」……法律の引き合ひになるなり、「中朝」……朝廷に出席するなり、「倡便」……女藝者なり、「應卒」……卒は猝と通す、火急の事變に應ずるなり、「畔」……離叛となり、列國の諸侯と内通せしかば、秦の法律の引き合ひになりて、族戮せられたり、應侯重ねて己の保證したる者の不始末を見て、一日廢しに至り氣分を惡しくせしが、或る日、昭王朝廷に出席して、歎息せしかば、應侯進み出で、曰はく「臣が兼ねん、聞き及びたるには、主君の心配せらるゝときは、臣下は主君になり代はりて、恥辱を受くるものなり、主君の恥辱を受けらるゝときは、臣下は、主君になり代はりて、命を棄つるものなり」と、今、大王には、朝廷に御出席ありて、何事をか心配したまふ御様子なるが、是れは、必定臣に手落ちのあることならむ、臣押し切りて其の罪を受けむことを請ふ」と、昭王の曰はく、「吾れの兼ねん、聞き及びたるには、楚の國の鐵劍は鋭利にして、女藝者は拙劣なりとなり、夫れ鐵劍の鋭利なるを見れば、士卒は男武なるに相違なし、女藝者の拙劣なるを見れば、楚王の思慮は遠大なるに相違なし、夫れ遠大なる思慮をもて、男武なる士卒を駕御すれば、吾れ楚の秦を伐たむことを圖らむことを氣遣ふなり、全體、物は素より兼ねて具備せざれば、火急の事變に應ぜられぬなり、今、武安君死去して、鄭安平等秦に難れ無けり、内には良將なくして、外には敵國多し、吾れ此の禍けをもて心配せり」と、昭王は、かやうに答へて、應侯の心を感激奮勵せしめむと思ひしに、應侯は、只管恐縮して、善き考へも出でざりけり、蔡澤之れを聞き及びて、應侯を説き付けむとて、應侯往きて、秦へ入りたり、
又註 張之象の曰はく、前に范睢不憚といひ、此に應侯日益以不憚と言へり、文も亦相應かると、○陳仁錫の曰はく、……應侯懼不知所出、蔡澤聞じ、往入秦也……皆の血脈聯絡、此の二句に在りと、○茅坤の曰はく、此の如く結束し、此の如く過脈せるは、龍に騎る手なりと、
蔡澤者、燕人也、游學于諸侯、小大甚衆、不遇、而從唐舉相。唐舉戲之、乃曰、富貴吾所自有、吾所不知者壽也、願聞之。唐舉曰、先生之壽從今以往者四十三歲。

〔子〕……仕へを求むるなり、「相」……人相を見るなり、「秉政」……政事を執るなり、「執」……執事に同じ、「曷鼻」……仰向きたる鼻なり、「巨角」……廣き角幅なり、「鰐頸」……大なる頸なり、「蠶觸」……縮めたる鼻筋なり、「陰鬚」……兩脇の引き釣りたるなり、
〔巨角〕……燕の國の人なり、四方に漫游學問して、仕へを諸侯に求むること、小國大國共に、其の數甚だ多かりしかど、孰れも心に叶ひたる待遇を受けざりしかば、人相見の唐舉といふ人に就きて、身の上を見て貢はむとて曰はく、「吾れ、先生は、先年李兌の人相を見て、今より百日之内に人の國を維持して、政事を執る身分になるべし」と言はれたりとのことなるが、左様なることありや」と、唐舉の曰はく、「先生の壽命は、今より先へ四十三歳まで生き延びむ」と、
又註 茅坤の曰はく、蔡澤の傳は、他の事業を詳かにせず、眞范睢の事を了當せりと、

蔡澤笑、謝而去、謂其御者曰、吾持梁刺齒肥、躍馬疾驅、懷黃金之印、結紫綬於要、揖讓人主之前、食肉富貴四十三年、足矣、去之趙、見逐、入韓、魏、遇奪釜鬲於塗、

〔子〕……梁車、梁の輶車なり、米の飯を椀に盛りて、之れを手に持ちて、食ふなり、「刺齒肥」……刺齒の二字は、器に作るべし、肥えたる肉を盛むなり、「授」……印を佩ぶる紐なり、「揖讓」……揖は、両手を組みて、胸先に當て、頭を下げて、會釋するなり、讓は、物事を推し譲るなり、「高」……足の中の空虚なる處なり、「塗」……途に同じ、途中なり、

〔子〕……蔡澤壽命の見立てを聞きて、笑ひて唐舉に謝禮をして、立ち去りて、其の馬車の御者に物語りして曰はく、「吾れ米の飯を食ひ、肥えたる肉を齧み、馬を躍らして疾く驅せ、黃金の印章を懷中し、其の印を佩ぶる紫色の紐を腰に結びて、公侯大臣の身分になりて、人主の前に揖讓辭讓して、肉を食ひて、富貴なること、今より四十三年も續かば、十分ならむ」と、やがて其の地を立ち去りて、趙の國へ往きたるに、其の國の人々に放逐せられれば、韓、魏の國へ入りたるに、又途中にて何者にか其の携へたる釜と足の中の空虚なる處とを奪ひ取られて、物を食ふにも差し支ふる程に困窮せり、

聞、應侯任鄭安平、王稽、皆負重罪於秦、應侯內慙、蔡澤乃西入秦、將見昭王、使人宣言以感怒應侯曰、燕客蔡澤、天下雄俊弘辯智士也、彼一見秦王、秦王必困君而奪君之位、應侯聞曰、五帝三代之事、百家之說、吾既知之、衆口之辯、吾皆摧之、是惡能困我而奪我位乎、使人召蔡澤、蔡澤入、

則捐應侯、應侯固不快、及見之、又倨。

〔宣言〕……言ひ稱うなり、「弘農」……勝古の達者なるなり、「秦王」……下の秦王の二字は、餘計ものならむ。折りから、應侯の范睢、鄭安平と王稽との身元を保證せしに、此の兩人皆重罪を秦に負ひたれば、應侯は、内心にて懸ち入りたりと聞き及びたれば、蔡澤は、西の方秦の國へ入りて、昭王に謁見せむとして、先づ人をして己れの事を言ひ稱うさせて、應侯を感激憤怒せしめて曰はく、「燕の國の客人の蔡澤は、天下の英雄俊傑にして、勝古の達者なる士なり、彼れ一たび秦王に謁見せば、屹度貴君を困却せしめて、貴君の位を奪ひ取らむ」と、應侯之れを聞きて曰はく、「黃帝軒轅氏、頑項高陽氏、帝堯高辛氏、帝堯唐虞氏、帝舜有虞氏の五帝、夏殷周の三代の事、諸子百家の說は、吾れ既に之れを知れり、衆人の口先の勝論は、吾れ皆之れを破り摧けり、蔡澤などは、何と能く我れを困却せしめて、我が位を奪ひ取るべき」と、人をして、蔡澤を呼び寄せしめたれば、蔡澤進み入りて、應侯に揖禮せり、應侯勿論之れを不愉快に思ひたるに、之れを見るに及びて、又其の舉動儼敬なり。

應侯因讓之曰、子常宣言欲代我相秦寧有之乎、對曰、然。

〔常〕……舊と通ず「秦」……豈の意にて、いかになり、應侯因りて蔡澤に小言をいひて曰はく、「御身は、先日、我れに代はりて、秦の宰相となりたく思ふと言ひ稱らしたる由なるが、いかに左様りことあるか」と、蔡澤對へて曰はく、「さなり」と。

應侯曰、請聞其說。蔡澤曰、吁、君何見之晚也、夫四時之序、成功者去、夫人生百體堅彊、手足便利、耳目聰明、而心聖智、豈非士之願與、應侯曰、然。

〔詮明〕……耳ざとく目ざときなり、應侯曰はく、「さうば、御身の我れに代はりて、秦の宰相となりたく思ふといふ説を聞かむことを請ふ」と、蔡澤の曰はく、「あゝ、さても、貴君は、何とて物の道理を見らるゝことの通鑑なる、全體、春夏秋冬の四時の順序といふものは、各々其の時との働きを成し遂やれば、前の時候は過ぎ去りて、後の時候に移るなり、人の仕事も、亦此の如くなるべし、又全體人の此の世に生活する間は、百體堅固強壯にして、手足の働き便利自在にして、耳は能く聞こえて、耳ざとく、目は能く見えて、目ざとくして、心の聖智靈敏ならむことは、いかに士たる者の願ふ所にあらぬことかは」と、應侯の曰はく、「さなり」と、後約言の曰はく、「四時之序、成功者去、此れ一篇の主意なり、後に反覆して講論せるも、要是此に外ならずと。

蔡澤曰、質仁秉義行道施德、得志於天下、天下懷樂敬愛、而尊慕之、皆

願以爲君王、豈不辯智之期與、應侯曰、然。

〔質仁〕……仁心を地金とするなり、「秉義」……義理を執り守るなり、「期」……期し望むなり、應侯曰はく、「其の身は、富貴顯榮成理萬物、使各得其所、性命壽長、終其天年、而不天

傷、天下繼其統、守其業、傳之無窮、名實純粹、澤流千里、世世稱之而無絕、與天地終始、豈道德之符、而聖人所謂吉祥善事者與、應侯曰、然、

〔理〕……治むるなり、「天傷」……早死になり、「名實純粹」……名義も、實際も、全く美しきなり、「符」……効驗なり、

蔡澤重ねて曰はく、「其の身は、富貴顯榮にして、世の中の萬物を成し治めて、各々をして、其の満足する所を得しめて、己れの善命は、長久にして、其の天年を芽出度終へて、早死にをせず、天下の人才、其の系統を繼ぎ、其の事業を守りて、之れを萬世無窮に傳へて、名義も、實際も、全く美しくして、其の聲澤は、遠き千里のはてまでも流れ及ぼして、世との人との之れを譽め立て、絶ゆることなく、天地と共に相終始するは、いかに道德を行ひたる効驗にして、聖人の口にて謂へる吉祥なる善き事ならむか」と、應侯の曰はく、「さなり」と、

蔡澤曰、若夫秦之商君、楚之吳起、越之大夫種、其卒然亦可願與、應侯知蔡澤之欲困己以說復謬曰、何爲不可。

〔謬〕……詐るなり、蔡澤の曰はく、「彼の秦の商君、楚の吳起越の大夫の種の如き所行も、卒然として俄に之れを眞似むことを願ふべきか」と、應侯蔡澤の己れを困らせて、持論を詐かむと思へることを知りて、重ねて昨りて曰はく、「此の人との所行を眞似むことを願ふも、何とて宜しからざらむ、

夫公孫鞅之事孝公也、極身無貳慮盡公而不顧私、設刀鋸以禁奸邪、信賞罰以致治、披腹心示情素蒙怨咎欺舊友奪魏公子卬安秦社稷、

利百姓卒爲秦禽將破敵攘地千里。

【極身】……身を捨つなり、【貳腹】……心なり、【刀鋸】……皆刑罰の道具なり、【拔腹心】……己れの腹を打ち明くるなり、【示情素】……實意を示すなり、索は、情と通ず、誠なり、【蒙怨咎】……太子の守り役を刑して、太子に怨み咎めらる、なり、【舊友】……魏の公子の印を指す、【攘】……開き除ふなり、

其の譯けは、全體公孫鞅即ち商君の秦の孝公に奉公せし仕方はといふに、身を捨てて、心なく、力を公事に盡くして、私事を間みず、刀鋸の刑具を設け置きて、人民の奸邪邪惡を制禁し、功ある者は屹度賞し、罪ある者は屹度罰して、國の治まるやうにし、己れの腹を打ち明けて、實意を示し、太子の守り役を刑して、太子に怨み咎められ、己れの舊友を欺きて、魏の公子の印を奪ひ取り、秦の社稷國家を安泰にして、百姓に利益を與へ遂に秦の爲めに、敵将を生け捕り、敵兵を破りて、新たに土地を開き除ふこと、千里の廣さに及びき、

又吳起の楚の悼王に奉公せし仕方はといふに、私事をして公事を妨害することを得ざらしめ、謗言をして忠義を掩蔽することを得ざらしめ、己れの言葉は、假り初めにも正しからぬ事を言ひて、主君に合はむことを取らず、己れの行ひは、假り初めにも正しからぬ事を言ひて、主君に合はむことを取らず、身の危きが爲めに、行ひを易へず、義理を行ひて、難儀を避けず、而して、主君を諸侯の旗頭とし、國を強くるが爲めには、其の身の福害凶事を辭退せざりき、

吳起之事悼王也使私不得害公謗不得蔽忠言不取苟合行不取

苟容不爲危易行行義不辟難然爲霸主強國不辭禍凶

大夫種之事越王也主雖困辱悉忠而不解主雖絕亾盡能而弗離成

功而弗矜貴富而不驕怠

可哉

【解】……懈るなり、

又大夫の種の越王に奉公せし仕方はといふに、主君は、因難屈辱すといへども、忠義を盡くして、懈らず、主家は、斷絶滅亡すといへども、才能を盡くして、難れず、國家の爲めに功業を成就しても、自慢せず、富貴になりても、高ぶり怠りざりき、

若此三子者固義之至也忠之節也是故君子以義死難視死如歸生而辱不如死而榮士固有殺身以成名唯義之所在雖死無所恨何爲不

蔡澤曰主聖臣賢天下之盛福也君明臣直國之福也父慈子孝夫信妻貞家之福也故比干忠而不能存殷子胥智而不能完吳申生孝而晉國亂是皆有忠臣孝子而國家滅亂者何也無明君賢父以聽之故天下以其君父爲僇辱而憐其臣子

【解】……此の僇辱は、前のと違ひて、己れの恥辱なり、

蔡澤の曰はく、主君は神聖にして、臣下は賢良なるは、天下の盛んなる幸福なり、主君は聰明にして、臣下は正直なるは、一國の幸福なり、父は慈愛に、子は孝順に、夫は信實に、妻は貞操なるは、一家の幸福なり、されば、比干は、忠義なれども、殷の天下を保存すること能はざりき、伍子胥は、智慧あれども、吳の國を完全にすること能はざりき、申生は、奉行なれども、晉の國亂れき、是れ皆忠臣孝子ありて、國家の滅亡脅迫せしは、何哉ぞ、明君賢父の忠臣孝子の言ふことを聽き納るゝことなかりしに因れり、されば、天下の人々は、其の君父をもて、恥辱なりとして、其の臣子を氣の毒に思へり、

今商君吳起大夫種之爲人臣是也其君非也故世稱三子致功而不見德豈慕不遇世死乎夫待死而後可以立忠成名是微子不足仁孔子不足聖管仲不足大也夫人之立功豈不期於成全邪身與名俱全者上也名可法而身死者其次也名在僇辱而身全者下也於是應侯稱

善。

闇今、商君、吳起、大夫の種の人臣となりたるは、此の氣の毒なる臣子の仲間なり。そは、其の君の心掛けの惡しければなり。されば、世間の人よは、此の三子の手柄を立て、徳ありとせられぬことを言ひはやせり。いかで世に遇はずして、不妄薄命にて死にたることを慕ふべき。全體、人は死ぬことを待ちたる後に、忠義を立て、名譽を成さるものならむには、是れ殷の微子も、仁者とするに足らず。魯の孔子も、聖人とするに足らず。喪の管仲も、大人物とするに足らざらむ。全體、人の手柄を立つるは、いかで完全に成就することを期し望まざるべき。身と名と俱に完全なる者は、上等の人物なり。名は手本とすべくして、身は死じする者は、其の次ぎの人物なり。名は恥辱に在りて、身は完全なる者は「下等の人物なり」と是に於て、應侯蔡澤の説を始めて至極尤なりと譽め立てたり。

因鄒以讀の曰はく、「一意翻りて二層を作せり、味ひあり、態あり」と。

蔡澤少得聞、曰曰。夫商君、吳起、大夫種、其爲人臣盡忠致功、則可願矣。閔天事文王、周公輔成王也、豈不亦聖乎。以君臣論之、商君、吳起、大夫種、其可願孰與閔天、周公哉。應侯曰、商君、吳起、大夫種弗若也。

闇蔡澤、暫時間答の透き聞を得たり。それに就きて、尋ねて曰はく、「全體、商君、吳起、大夫の種は、人臣となりて、忠義を盡くし、手柄を立てことだけは、其の眞似をせむことを願ふべきなり。さりながら、周の名臣の閔天は、文王に奉公し、周公は、成王を輔佐せり。此の兩人は、いかで亦聖人ならざらむ。君と臣との關係をもて、之れを論ぜは、商君、吳起、大夫の種は、其の眞似をせむことを願ふべきこと。閔天、周公と孰れか勝ざりたる」と。應侯の曰はく、「商君、吳起、大夫の種は、閔天、周公に及ばざるなり」と。

蔡澤曰、然則君之主、慈仁任忠、惇厚舊故、其賢智與有道之士爲膠漆、義不倍功臣、孰與秦孝公、楚悼王、越王乎。應侯曰、未知何如也。

闇「武」……擊つなり、「蓋」……一杯に轟き渡るなり。
闇蔡澤の曰はく、「今、貴君の主君の忠臣を寵愛せらるることは、秦の孝公、楚の悼王、越王の勾踐に過ぎず。而して、貴君の智慧才能を施し設けて、主君の爲めに、危きを安んじ、政を修め、亂れたるを治め、兵を強くし、忠告を擧ち、困難を折き、土地を開き廣め、五穀を繁殖し、國を富まし、萬民の家々の生計を十分にし、主君を強くし、國の守護神なる社の神祇の時を尊び、士衆の祖先の宗廟を開はして、天下中に押し切りて其の主君を歎き犯す者なく、主君の威光は、四海之内に一杯に轟き渡りて、其の功業は、遠き萬里の外にまで彰はれ、名譽の光輝は、遂に千世の後にまで傳はるやうにせられることは、貴君は、商君、吳起、大夫の種と孰れか勝ざりたる」と。應侯の曰はく、「吾れば、此の三子に及ばざるなり」と。

蔡澤曰、今主之親忠臣、不忘舊故、不若孝公、悼王、勾踐、而君之功績、愛信親幸、又不若商君、吳起、大夫種、然而君之祿位貴盛、私家之富過於三子、而身不退者、恐患之甚於三子、竊爲君危之。

闇蔡澤の曰はく、「今、貴君の主君の忠臣を寵愛し、昔の朋友を忘却せられることは、秦の孝公、楚の悼王、越王の勾踐に及ばずして、貴君の國家に盡くされたる功績と、主君より寵愛信用寵せらるることは、又商君、吳起、大夫の種に及ばざるなり。此の如くにして、貴君の食祿官位の高貴盛大なると、自宅の暮らしの裕福なるとは、此の三子に過ぎたるを、何時までも、斯くてあらむと安心せられて、其の身を見出せられざらむには、後來の忠臣の三子よりも甚しからむことを氣遣はるなり。内と貴君の爲めに此事を危めり。

語曰、日中則移、月滿則虧、物盛則衰、天地之常數也、進退盈縮、與時變化。

聖人之常道也。故國有道則仕、國無道則隱。聖人曰：「飛龍在天，利見大人；不義而富且貴，於我如浮雲。今君之怨已讎，而德已報，意欲至矣，而無變計，竊爲君不取也。」

古語に曰はく、「太陽は、日中になれば、移り傾き、大陰は、満月になれば、傾け損ず」と、總じて物事は、餘りに盛んなれば、遂に衰ふるは、天地の常数なり、進むべき時には進み、退くべき時には退き、盈すべき時には縮みて、其の時と變化するは、聖人の常道なり。されば、國に道ありて、正しき事の行はるゝ時は、進みて仕へ、國に道なくして、正しき事の行はれざる時は、退きて隠る。易經に見えたる、聖人の言葉に曰はく、「飛び上がりたる龍は、天に在り、此の場合には、高貴なる大人に逢ひて、進みて出ふるに利益あり」と、今、貴君には、此の反対の境遇に立たれたり、又論語に見えたる聖人の言葉に曰はく、「義理の缺けたることをして、富み且つ貴きは、我れには、何の關係もなし、空に浮かべる雲の如く、少しも望む心なし」と、君子の心は、此の如くなるべし。今、貴君は、魏齊の首を魏王より申し受ることを得て、貴君の怨みは、己に其の難を復したり、王稽、鄭安平等を推舉することを得て、貴君の恩徳は、己に諸人に報いたれば、貴君の意志欲望は、十分に届きたり、而して、猶ほ權勢に戀として、身を變化する計策などは、内と貴君の爲めに、善き事なりとして、取らぬことなり。

又、漢書に曰はく、「太史公范增を傳すれば、其の意を恩仇に快くせし事を歴數して、一飯の德も忘れず、睚眥の怨みも必ず報ぬといひ、蔡澤を傳するに至れば、范增に説くに、又復た然云へり、見るべし怨みに難い徳に報ゆるをもて、范增の一生の心事を了結せることを、故に其の二傳相照應せること此の如し」と、且夫翠鵠犀象、其處勢非不遠死也、而所以死者、惑於餌也、蘇秦、智伯之智、非不足以辟辱遠死也、而所以死者、惑於貪利不止也、是以聖人制禮節欲、取於民有度、使之以時、用之有止、故志不溢、行不驕、常與道俱而不失、故天下承而不絕。

古訓【堯】：鳥の名なり、雄を謂といひ、雌を翠といふ、大雀の如し、和名をかはせみといふ。

古訓【堯】：鳥の名なり、雄を謂といひ、雌を翠といふ、大雀の如し、和名をかはせみといふ。

古訓【堯】：鳥の名なり、雄を謂といひ、雌を翠といふ、大雀の如し、和名をかはせみといふ。

昔者齊桓公、九合諸侯、一匡天下、至於葵丘之會、有驕矜之志、畔者九國、吳王夫差、兵無敵於天下、勇彊以輕諸侯、陵齊、晉、故遂以殺身亡國、夏育、太史噭、叱呼駭三軍、然而身死於庸夫、此皆乘至盛而不返道理、不居卑退處、儉約之患也。

古訓【三軍】：一軍は、一萬二千五百人なれば、三軍は、三萬七千五百人なり、多人数のことをいふ。

古訓【三軍】：一軍は、一萬二千五百人なれば、三軍は、三萬七千五百人なり、多人数のことをいふ。

昔し、齊の桓公は、其の一代の間に、九合列國の諸侯を會合し、一たび天下の人心を正して、王室を尊び、夷狄を退けしかど、葵丘の會合に至りて、驕り高ぶり、己の功に誇る志もありしかば、諸侯の叛き離れる者、九管國に及びき、又吳王の夫差は、兵力天下に敵なかりしかど、其の勇強を恃みて、諸侯を輕蔑し、齊晉の大國をさへ眼下に見下し、故に、遂に身を殺し、國を亡ぼしき、又夏育と太史の噭とは、大聲を發して、叱り付けて、呼び立つれば、三軍の大衆を驚かす程の勇士なりしかど、其の身は、名もなき凡庸の匹夫に殺されき、此の人との末路の善からぬは、皆至りて盛んなる勢ひに付け上がりて、中正の道理に立ち戻らず、身下退讓の徳に居り、儉約節制の徳に處らぬが爲めに、自ら招かれる害なり。

古訓【後漢書】：後漢書の曰はく、「澤桓公と夫差とを擧げて、國君盛滿を履みて、卑退をもて自ら居らざれば、猶ほ未だ辟かれ且つ亡ぶることを免れざることを見せり、況して人の間に相たる者にして、成功をもて久しく處るべきことかは、此の後三段に分かれてといへども、總べて是れ一意なり」と、

夫商君爲秦孝公明法令、禁姦本、尊爵必賞、有罪必罰、平權衡、正度量、調輕重、決裂阡陌、以靜生民之業、而一其俗、勸民耕農利土、一室無二事、力田積穀、習戰陣之事、是以兵動而地廣、兵休而國富、故秦無敵於天

下立威諸侯成秦國之業功已成矣而遂以車裂

【叢本】…姦惡の根本なり、「平權衡、正度量」…權は、分銅なり、衡は、天秤なり、度は、物差しなり、量は、棋なり、度量衡の制度を平均嚴正にするなり、「調輕重」…物價の輕重を調理するなり、「決製奸陥」…決製は、切り開くなり、奸は、田の中の南北の道なり、陥は、田の中の東西の道なり、田の中の東西南北の道を切り開きて、耕地とするなり、「一室無三事」…一軒の家にて二種の仕事をせぬなり、「積穀」…穀は、蓄に同じ、米穀を積み蓄ふるなり、
【全體】商君といふ人は、秦の孝公の爲めに、法度律令を明らかにして、姦惡の根本を撲滅し、功ある者は、尊き爵位を授けて、屹度之れを賞し、罪ある者には、相當の刑罰を加へて、屹度之れを罰し、度量衡の制度を平均嚴正にし、物價の輕重を調理し、田の中の東西南北の道を切り開きて、耕地として、人民の生業を安靜にして、其の風俗を一樣にし、人民に耕作農業を勤めて、土地を利用し、一軒の家にて、二種の仕事をすることなく、専ら力を田地に用ひて、米穀を積み蓄へしめ、合戰軍陣の事を練習せしめたり、是をもて、兵卒動けば、土地廣より、兵卒休めば、國家富めり、されば、秦は、天下に敵なくして、威光を諸侯に立て、秦國の霸業を成せり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に車裂きの刑に處せられき、

楚地方數千里持戟百萬白起率數萬之師以與楚戰一戰舉鄖郢以燒夷陵再戰南并蜀漢又越韓魏而攻彊趙北坑馬服誅屠四十餘萬之衆盡之於長平之下流血成川沸聲若雷遂入圍邯鄲使秦有帝業楚趙天下之彊國而秦之仇敵也自是之後楚趙皆懾伏不敢攻秦者白起之勢也身所服者七十餘城功已成矣而遂賜劔死於杜郵

【白起之説】…表立たずして、裏口より申し込む内との請願なり、「揚」…揚の誤なり、揚州なり、「破横散從」…秦の爲めにする連横の説を打ち破り、六國の爲めにする合從の説を解散するなり、從横の解は、蘇秦の傳の合從の下に見えたり、「馳說」…游説なり、「枝解」…枝は、肢と通ず、手足を断ち切るなり、
【吳起】又吳起は、楚の悼王の爲めに、法律を立て定め、大臣の威勢貲目の高さを卑くし、多きを減らし、才能なき者を罷め、必用なき事を廢し、急をに及ぼぬ官職を省き損じ、表立たずして、裏口より申し込む内との請願を塞ざ止め、楚の國の風俗を一樣にし、游手食客の惰民を禁斷し、事なき時には耕作し事ある時には戦争する士卒を精選し、南の方は、揚州に屬する越の國を取り込み、北の方は、陳蔡の二國を併呑し、秦の爲めにする連横の説を打ち破り、六國の爲めにする合從の説を解散して、秦にも附かず、六國にも加はらずして、游説の士をして、其の口を開くことなからしめ、仲間徒黨を組み合ひて他の妨害をする者を禁止して、百姓の實業を勧め励まし、楚の國の政事を確定して、兵力は、天下を震動せしめ、威勢は、諸侯を服從せしめたり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に手足を断ち切られて殺されき、

吳起爲楚悼王立法卑減大臣之威重罷無能廢無用捐不急之官塞私門之請一楚國之俗禁游客之民精耕戰之士南收楊越北并陳蔡破橫散從使馳說之士無所開其口禁朋黨以勵百姓定楚國之政兵震天下威服諸侯功已成矣而卒枝解

【私門之請】…表立たずして、裏口より申し込む内との請願なり、「揚」…揚の誤なり、揚州なり、「破横散從」…秦の爲めにする連横の説を打ち破り、六國の爲めにする合從の説を解散するなり、從横の解は、蘇秦の傳の合從の下に見えたり、「馳說」…游説なり、「枝解」…枝は、肢と通ず、手足を断ち切るなり、
【吳起】又吳起は、楚の悼王の爲めに、法律を立て定め、大臣の威勢貯目の高さを卑くし、多きを減らし、才能なき者を罷め、必用なき事を廢し、急をに及ぼぬ官職を省き損じ、表立たずして、裏口より申し込む内との請願を塞ざ止め、楚の國の風俗を一樣にし、游手食客の惰民を禁斷し、事なき時には耕作し事ある時には戦争する士卒を精選し、南の方は、揚州に屬する越の國を取り込み、北の方は、陳蔡の二國を併呑し、秦の爲めにする連横の説を打ち破り、六國の爲めにする合從の説を解散して、秦にも附かず、六國にも加はらずして、游説の士をして、其の口を開くことなからしめ、仲間徒黨を組み合ひて他の妨害をする者を禁止して、百姓の實業を勧め励まし、楚の國の政事を確定して、兵力は、天下を震動せしめ、威勢は、諸侯を服從せしめたり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に手足を断ち切られて殺されき、
【大農】「墾草入邑」…草原を開墾して、邑田に組み入るなり、「信」…伸ぶるなり、又大夫の種は、越王の勾踐の爲めに、深く謀り、遠く計りて、吳王の夫差に追ひ詰められて、會稽山に閉ぢ籠もりたる危難を免れしめて、

己に滅亡せむとする國を立て直し、敗軍の恥辱に因りて、戰勝の光榮を生み出だし、草原を開拓して、邑田に組み入れ、土地を開拓して、五穀を繁殖せしめ、四方の國より入り込みたる士を引き連れ、君臣上下の力を專一にし、勾踐の賢才を輔佐して、夫差の仇讐に返報し、遂に勤き吳王を生け捕りて、越王をして、霸業を成さしめたり、然るに、其の手柄已に顯はれ伸びて、勾踐終に其の恩義に負きて、之れを殺しき、此四子者功成不去、禍至於此、此所謂信而不能詘往而不能返者也、范蠡知之超然辟世、長爲陶朱公。

【讀】……屈に同じ、「超然」……高く舉がるさまなり、「辟」……避に同じ。
此の商君、白起、吳起、大夫の種の四子は、己れの手柄成り立ちて、其の地位を退き去らざりしが故に、身に禍を受くること、孰れも非命の死を遂ぐるに至りたり、此れ世間にて取引沙汰せる、伸びて屈すること能はず、往きて返ること能はずといふ、身の程を知らぬ者なり、大夫の種と共に、越王を輔佐せし范蠡は、此の理を知りて、超然として、高く舉がりて、世の中を避けて、長く久しく陶朱公となりて、安樂無事に身を逸りき。

【註】凌稚隆の曰はく、商君、吳起、大夫の種を詳かにせるは、上文を申めたるなり、中に白起を入れたるは、耳目の見聞せる所なり、故に總べて四子者の五句をもて、之れを結べり、是れ第一段なりと。

君獨不觀夫博者乎、或欲大投、或欲分功、此皆君之所明知也、今君相秦、計不下席、謀不出廊廟、坐制諸侯、利施三川、以實宜陽、決羊腸之險、塞太行之道、又斬范、中行之塗、六國不得合從、棧道千里、通於蜀、漢、使天下皆畏秦、秦之欲得矣、君之功極矣、此亦秦之分功之時也、如是而不退、則商君、白公、吳起、大夫種是也。

【讀】……雙陸の遊びなり、「欲大投」……大勝負をして、全勝を得むと思ふなり、「欲分功」……掛けたる金を少しづく分け取りせむと思ふなり、「斷廟」……廟は、堂下の廻廊なり、廟は、王宮の前殿なり、二字にて、政事堂のことなり、「利施三川、以實宜陽」……施は、張などいはむが如し、三川の利益を展開して、宜陽の府庫を充實するなり、「決」……切り開くなり、「斬范、中行之塗」……斬は、絶つなり、荀氏と中行氏との通路を絶ち切るなり、三晉の通路を絶ち切ることをいふ、「棧道」……釣り橋なり、「白公」……白起なり。

吾聞之、鑒於水者、見面之容、鑒於人者、知吉與凶、書曰、成功之下、不可久處、四子之禍、君何居焉、君何不以此時歸相印、讓賢者而授之、退而巖居川觀、必有伯夷之廉、長爲應侯、世世稱孤、而有許由、延陵季子之讓、喬松之壽、孰與以禍終哉、卽君何居焉、忍不能自離、疑不能自決、必有四子之禍矣、易曰、亢龍有悔、此言上而不能下、信而不能詘往而不能自返者也、願君孰計之。

【書】……漁書なり、「巖居川觀」……通世して、人事を顧みず、山水を友として、其の志しを養ふことなり、「孤」……王侯の謙稱なり、拙者といはむが如し、「喬松」……王子喬と、赤松子となり、「亢龍有悔」……上り過ぎて、下ること能はざる龍は、後悔することあるなり、吾れの兼ねぐ、聞き及びたるには、水を鏡とすれば、頭の様子を見らるゝなり、人を鏡とすれば、吉事と凶事とを知らるゝなりとなり、及書經に漏れたる逸書に曰はく、「成就したる功名の下には、久しく處られぬものなり」と、商君、白起、吳起、大夫の種の四子の福は、貴君

は、孰れの境遇に居られむか、貴君は、何とて此の時をもて、宰相の印章を返上し、賢才ある者に役を譲りて、其の印章を授け、身を退きて、遁世して、人事を顧みず、山水を友として、其の志しを養はざる、此のやうにせば、屹度昔の伯夷の如き廉潔なる譽まれありて、長く久しう應侯となりて、子・孫との世に至るまで、王侯の謙稱なる孤と稱して、昔の許由の堯の天下を辭し、延陵の季子の吳の國を譲りし盛魯と、王子喬、赤松子の長壽とあらむ、之れを四子の福をもて終はりしに比較せば、孰れか勝さらん、即ち貴君は孰れの境遇に居られむか、猶は此の上にも堪へ忍びて、自ら權勢を離ること能はず、疑ひて自ら去就を決すること能はずば、屹度四子の福あらむ、易經に曰はく、「上り過ぎて、下ること能けざる龍は、後悔することあり」と、此れ上りて下ること能はず、伸びて屈すること能はず、往きて自ら返ること能はざる者をいへるなり、願はくは、貴君の之れを熟計せむことを」と、以上、蔡澤の言葉なり。

又云 淩稚隆の曰はく、此れ直ちに其の位を辞して、去らむことを欲すれば、能く賢なること古人の如く、壽なること喬、松の如く、子孫世々祿位を享けて、絶ゆることなく、人臣の功を立て己れを持し、深く願ふ所にして、得べからざる者、皆應侯の一身に萃まらむ、是れ第三段なりと。

應侯曰、善、吾聞欲而不知止、失其所以欲、有而不知足、失其所以有、先生幸教、睢、敬受命、於是乃延入坐爲上客。」

闇然 應侯遂に蔡澤に説き伏せられて、感心して曰はく、「至極尤なり、吾れの兼ね、聞き及びたるには、欲し望みて、止まるることを知らされば、其の欲し望める事を失ふ、有りて、飽き足ることを知らざれば、其の有る物を失ふとなり、今、先生幸に己れに教訓せられたれば、散みて其の命令を受けむ」と、是に於て、蔡澤を奥の間へ延き入れて、安坐せしめて、上等の賓客とせり。

後數日、入朝言於秦昭王。曰、客新有從山東來者、曰、蔡澤、其人辯士、明於三王之事、五伯之業、世俗之變、足以寄秦國之政、臣之見、人甚衆、莫及臣不如也、臣敢以聞。秦昭王召見與語、大說之、拜爲客卿、應侯因謝病、請歸、相印、昭王彊起應侯、應侯遂稱病篤、范睢免相、昭王新說蔡澤計畫、遂拜爲秦相、東收周室、

闇然 其の後、數日立ちて、應侯出仕して、秦の昭王に言上して曰はく、「客の新たに華山より東の方より来れる者あり、其の姓名を蔡澤とい

闇然 蔡澤秦に宰相たること、僅に數箇月にして、或る人、之れを昭王に惡しさまに言ひたれば、蔡澤誣釈せられることを懼れて、病氣なりと申し立て、宰相の印章を返上して、役目を引きて、綱成君と號しけり、秦に居ること十餘年にして、昭王、孝文王、莊襄王に奉公し、遂に始皇帝に奉公して、秦の爲めに、燕の國へ使者に往きて、燕に居ること三箇年にして、燕は太子の丹をして、入りて秦に人質たらしめき、是れ蔡澤の功勞なり。

入質於秦、

子訓 [質]……買ふなり、
闇然 太史公、范睢、蔡澤の事跡を論贊して曰はく、「韓非子の五蠹の篇に、『長袖を著たる者は、上手に舞ひ、多く錢を持たる者は、上手に買ふ』とあり、此の言葉は信實なることよ、范睢、蔡澤の仕事をしたるも、秦の強大なるに因れり、
范睢、蔡澤、世所謂一切辯士、然游說諸侯、至白首無所遇者、非計策之拙、所爲說力少也、及二人囂旅入秦、繼踵取卿相、垂功於天下者、固彊弱之勢異也、

子訓 「一切」……押し立てるなり、「白首」……白髮あたまなり、「力少」……其の國の力の少なきなり、「繼踵」……引き継ぐなり、

范睢、蔡澤は、世間にて取り沙汰せる、押し立てるの辯士なり。さりながら、諸侯に游説して、白髮あたまになるまで、孰れも心に叶ひたる待遇を受けることなりしは、計策の拙劣なるにはあらずして、其の遊説せし國の弱小にして、之れを用ゐる力少なければなり。二人は、諸侯を渡り歩きて、秦の國へ入るに及びて、引き連れて、辯相の位を取りて、其の功名を天下後世に垂れ傳へたるは、言ふまでもなく、強大なる秦と弱小なる諸侯との國柄の相違あればなり。

然士亦有偶合、賢者多如此二子、不得盡意，豈可勝道哉。

子訓「偶合」……自然にふとして合ふなり。「豈可勝道哉」……一言ひ盡くされぬなり。
原文 董份の曰はく、史記の范、蔡の傳は、即ち莊子の秋水の篇なり、閭深奥旨、壯麗奇博にして、人の帝臺天閣層宮の屬の規模の宏遠なるを觀て、恍然として自ら失ふが如し、此の傳の論詮詞説は、悉く國策に本づきたれど、敍事の實事は、太史公の筆なりと、○茅坤の曰はく、范睢の恩怨の處を寫せるは、煙波千里なり、蔡澤の曰はく、范、蔡兩人傳と共に、其の蔡の語を敍せるは、是れ范を終ふる結局なりと、○又曰はく、范、蔡の傳は、蘇、張の風あり、文字絶佳なりと、○又曰はく、范睢、蔡澤、口舌をもて、相位を得たり、太史公范睢を敍して曰はく、天下辯士と、蔡澤を敍して曰はく、天下雄俊弘辯智士と、二人の辯の同じきを見せるなりと、○趙恆の曰はく、太史公の晉の意三節あり、言ふて、ころは、二子の秦へ入りて、辯相を取り、功を天下に垂れたるは、強秦の勢ひに因れり、亦長袖の苦く拂ひ、多縁の善く向ふが如し、然れども、士も亦偶合ありて、命之れを爲せり、然らずば、賢なること二子の如きも、亦多からむ、而して、意を盡くすることを得ざりし者も、又何ぞ限らむ、然れども、二子の功は、激するに因りて成れり、其の初めの困厄も亦甚し、士の困に處するには、自ら力めざるべくもやとなり、三個の然の字、轉語として看るべしと。

樂毅列傳第二十

樂毅者、其先祖曰樂羊、樂羊爲魏文侯將、伐取中山、魏文侯封樂羊以靈

壽、樂羊死葬於靈壽、其後子孫因家焉。中山復國、至趙武靈王時、復滅中山、而樂氏後有樂毅。

樂毅は、其の先祖を樂羊といふ、樂羊魏の文侯の將となりて、中山を伐ち取れば、魏の文侯其の手柄を譽めて、樂羊を常山の靈壽の

地に封じけり、樂羊死去して、靈壽に葬りたれば、其の後、子孫其の姓をもて、代々靈壽に住まひけり、中山は、一旦魏に取られしかど、尚ほ祖先の祭りを絶たずして、其の後、國を再興せしが、趙の武靈王の時に至りて、重ねて中山を滅ぼしけり、而して、樂氏の後胤に樂毅といふ人あり、

樂毅賢好兵、趙人舉之、及武靈王有沙丘之亂、乃去趙適魏。

樂毅は、賢才ありて、兵法を好みたれば、趙の人之れを擧げ用ひしが、武靈王の沙丘の地にて謀殺死にしたる内亂あるに及びて、樂毅は、趙を立ち退きて、魏へ往きけり。

又曰 陳仁錦の曰はく、賢好兵の三字、樂毅の人となりを盡くせりと、
聞燕昭王以子之之亂、而齊大敗燕、燕昭王怨齊、未嘗一日而忘報齊也、燕國小辟遠、力不能制、於是屈身下士、先禮郭隗、以招賢者、樂毅於是爲魏昭王使於燕、燕王以客禮待之、樂毅辭讓、遂委質爲臣、燕昭王以爲亞卿、久之。

子訓「辟遠」……僻遠なり、「委質」……委は、置くなり、質は、質と通す、始めて仕ふる時に、進物を主君の前に差し置きて、主從の約束を定むるなり、「亞卿」……次卿なり、

原文 其の頃、燕の昭王の父君の易王哈の、位を宰相の子之に譲りて、自ら臣下となりたるに因りて、國內の騒動したるに付け込みて、齊は、大に燕を敗りければ、燕の昭王齊を怨みて、一日として齊に返報せむことを忘れたることなけれども、燕は小國なるが上に、僻遠の片田舎なれば、其の力にては、齊を制御すること能はざりけり、是に於て、昭王身を折り屈めて、天下の士に謙遜卑下して、先づ郭隗といふ者を禮遇して、士を優待する模範を示して、四方の賢者を招き寄せる由を聞き及びたり、樂毅是に於て、魏の昭王の爲めに燕に使ひせしに、燕王賓客の禮をもて接待せりかば、樂毅之れも辭讓したれど、遂に燕王の望みに應じて、主取りの土産物を差し出して、臣下となりたれば、燕の昭王

之れを上卿に次ぐ亞卿として、暫く月日を過ぎり、
又は後漢の曰はく、太史公の詳かに樂毅の燕へ入りたる始末を敍せるば、蓋し樂毅の他日燕の惠王に書を遺りたる爲めの張本ならむと、
當是時、齊湣王彊、南敗楚、相唐昧於重丘、西摧二晉於觀津、遂與三晉擊
秦、助趙滅中山、破宋、廣地千餘里、與秦昭王爭重爲帝、已而復歸之、
諸侯皆欲背秦而服於齊、湣王自矜、百姓弗堪。

【歸】……廢むるなり、
又は是の時に當たりて、齊の湣王殊の外強として、南の方は、楚の宰相の唐昧を重丘に敗り、西の方は、韓、魏、趙の三晉の兵を觀津に摧き、遂に三晉と共に秦を擊ち、趙に加勢して、中山を滅ぼし、宋を破りて、土地を廣むること千餘里の廣さに及び、秦の昭王と權勢の重きを争ひて、秦が西帝となり、齊は東帝となりぬ、己にして、重ねて其の帝號を返却して、以前の如く王となりたれど、列國の諸侯は、皆秦に離れて背きて、齊に服従せむと思ひたれば、湣王自ら己れの智慧に誇りて、人の國を攻め伐つことを面白く思ひたれば、國內の人民百姓、其の勞役に堪へずして、上を怨むに至りたり、
又は薦份の曰はく、齊の強きことを言ひて、以て樂毅の功の大なることを見せりと、

於是燕昭王問伐齊之事、樂毅對曰、齊霸國之餘業也、地大人衆、未易獨攻也、王必欲伐之莫如與趙及楚、魏、於是使樂毅約趙惠文王、別使連楚、魏、令趙、瞞、秦以伐齊之利、諸侯害齊、湣王之驕暴、皆爭合從、與燕伐齊、樂毅還報、燕昭王悉起兵、使樂毅爲上將軍、趙惠文王以相國印授樂毅、樂毅於是并護趙、楚、韓、魏、燕之兵、以伐齊、破之濟西、諸侯兵罷歸、而燕軍樂毅獨追至于臨菑。

【勝】……唱に同じ、利益をもて誇ふなり、【害】……邪魔物なりとするなり、【合從】……組み合ふなり、六國の秦に抗する合從にはあり

す、
又は是に於て、燕の昭王齊を伐たむ事を尋ねしに、樂毅對へて曰はく、「齊は、桓公以來の霸國の餘業にして、土地廣大にして、人民衆多なれば、まだ燕の獨力にては攻め難し、大王には、是非とも之れを伐ちたく思し召されむには、趙及び楚、魏の三箇國と共に伐たむに如くことなからむ」と、是に於て、昭王樂毅をして、趙の惠文王に齊を伐たむことを約束せしめ、別に人を遣はして、楚、魏の二國と連合せしめ、趙より使者を秦へ差し立てさせて、齊を伐ちて、其の地を分かつ利益をもて、秦を誘はしめたるに、列國の諸侯、齊の湣王の驕慢亂暴なるを邪魔なりと思ひたる折りなれば、皆我れ後れじと、先を争ひて、組み合ひて、燕と共に齊を伐たむとせり、樂毅此の相談を取り纏めて、立ち戻りて、報告せしかば、燕の昭王國內の兵を残らず繰り出して、樂毅をして上將軍とならしめて、總軍を指揮せしめしに、趙の惠文王、相國の印章を樂毅に授けたり、樂毅是に於て、趙、楚、韓、魏、燕の五箇國の兵を併せて、守護して、齊を伐ちて、之れを濟西に破りたれば、諸侯の兵は、軍を止め、各々歸西したれども、燕の軍隊の樂毅は、獨り齊の敗兵を追ひ撃ちて、臨菑の都へ押し寄せたり、
齊湣王之敗濟西、亡走保於莒、樂毅獨留徇齊、齊皆城守、樂毅攻入臨菑、盡取齊寶財物祭器、輸之燕、燕昭王大說、親至濟上勞軍、行賞饗士、封樂毅於昌國、號爲昌國君、於是燕昭王收齊鹹獲以歸、而使樂毅復以兵平齊城之不下者、

又は「徇」……命令を漏れ流して、歸順せしむるなり、「國獲」……國は、肅に同じ、生け捕りなり、
齊の湣王、濟西の一戰に敗算して、臨菑の都を逃げ出で、莒の城を保ちたれば、樂毅は、獨り留まりて、齊の國中に命令を漏れ流して、歸順せしむとせしに、齊の都邑、皆籠城したれば、樂毅臨菑の都へ攻め入りて、齊の寶物財物、宗廟の祭器を残らず取りて、之れを燕へ輸送せり、燕の昭王、此の勝ち軍を大に満足して、自身に濟上まで出張りて、樂毅を迎へて、其の軍勢を慰勞して、賞賜を行ひ、士卒を慰應して、齊の諸城のまだ下らざる者を討ち平げしめたり、
又は「禽」の曰はく、兩たび獨の字を下して、其の功の大にして尊らなることを見せりと、
樂毅畱徇齊五歲、下齊七十餘城、皆爲郡縣、以屬燕、唯獨莒、卽墨未服、會燕昭王歿、子立爲燕惠王、惠王自爲太子時、嘗不快於樂毅、及卽位、齊燕昭王歿、子立爲燕惠王、惠王自爲太子時、嘗不快於樂毅、及卽位、齊

之田單聞之，乃縱反間於燕。曰：「齊城不下者兩城耳，然所以不早拔者，聞樂毅與燕新王有隙，欲連兵且畱齊，南面而王齊。齊之所患，唯恐他將之來，於是燕惠王固已疑樂毅，得齊反間，乃使騎劫代將，而召樂毅、樂毅知，燕惠王之不善代之，畏誅，遂西降趙。趙封樂毅於觀津，號曰望諸君，尊寵樂毅，以警動於燕、齊。」

【註】常と通ず、「有隙」……中惡しきなり、「縱」……放つなり、「反間」……廻し者なり、「連兵」……戰爭を繼續するなり、「南面」……人君の座位なり、解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたる。樂毅苗まりて、齊の國中に命令を廢れ流して、歸順せしむこと、五箇年に及びて、齊の七十餘箇所の城を下して、皆郡縣として、燕に附屬せしめしが、唯獨り莒と即墨との兩城のみは、まだ服從せざりけり、折りから、燕の昭王死去して、其の子眞目に立ちて、燕の嘉王となリ。嘉王は、太子たりし時より、常に樂毅を面白く思はざりければ、位に即くに及びて、齊の田單、其の中惡しきことを聞き込みて、廻し者を放ちて、燕の國へ入り込ませて、其の者の口より言はしまして曰はく、「齊の城の燕に下らざる者は、莒と即墨との兩城のみとなりぬ、さりながう、此の兩城の早く落ちざる譯けは、樂毅は、燕の新王と中惡しきが故に、殊更に此の戰争を繼續して、暫く齊に留まりて、南面して、人君の位に即きて、齊の國王とならむと思ひたればなり、されば、樂毅の居る間は、此の兩城は無事なれど、齊の心配することは、唯獨り他の將の來りて、樂毅に代はりて、急遽に攻め落とさむことを恐るゝなり」と、是に於て、燕の惠王は、言ふまでもなく、己に樂毅の心を疑ひたることなれば、齊の廻し者の話しが手に入れて、果たして油斷ならずと思ひて、騎劫をして、代はりて將とならしめて、樂毅を呼び戻さむとせしに、樂毅は、燕の嘉王の己れと中の善からぬ爲めに、之れを代へたることを知りて、歸國の後に、誅戮せられむことを畏れて、遂に西の方趙の國へ降参せしに、趙王樂毅を觀津に封して、望諸君と號して、之れを尊寵愛して、燕と齊とを警戒警動せしめたり。

齊田單後與騎劫戰，果訛詐誑燕軍，遂破騎劫於即墨下，而轉戰逐燕，北至河上，盡復得齊城，而迎襄王於莒，入于臨菑。

【註】……歎くなり、惑はすなり。

燕惠王後悔，使騎劫代樂毅，以故破軍亡將失齊，又怨樂毅之降趙，恐趙用樂毅，而乘燕之弊，以伐燕。燕惠王乃使人讓樂毅，且謝之曰：「先王舉國而委將軍，將軍爲燕破齊，報先王之讎，天下莫不震動，寡人豈敢一日而忘將軍之功哉？會先王弃羣臣，寡人新即位，左右誤寡人，寡人之使騎劫代將軍，爲將軍久暴露於外，故召將軍且休計事。將軍過聽，以與寡人有隙，遂捐燕歸趙。將軍自爲計則可矣，而亦何以報先王之所以遇將軍之意乎？」

【註】「弃羣臣」……羣臣を見棄つるなり、死にたることを遠慮しないふ言葉なり、「暴露」……野陣を張るなり。

燕の惠王、其の後になりて、騎劫をして、樂毅に代はしめたる故をもて、田單の爲めに、軍勢を破られ、將校を戦死せしめ、折角取りたる齊の地を失ひたることを悔い、又樂毅の趙に降りしことを怨み、趙の樂毅を用ひて、燕の疲弊したるに乗じて、燕を伐たむことを恐れたが先代の君王、燕の一國を擧げて、將軍に委任せられたれば、將軍燕の爲めに、齊を破りて、先王の讎を報いたり、天下中の人々、其の働きを見聞して、震動驚愕せざる者なし、拙者いかでか決して一日として將軍の手柄を忘るべき、折りから、丁度、先王羣臣を見棄て、、薨去せられて、拙者新たに位に即きたれば、左右の近臣、疎なき事を申して立て、拙者に心得違ひをせしめたり、さりながら、拙者の駆劫をして、將軍に代はしめたるは、將軍の久しう國外に野陣を張りて、苦勞したるが故に、將軍を召し返して、暫時休息せしめて、前述の事を相談せむと思ひたればなり、さるを、將軍聽き違へて、拙者と中惡しきが故に、呼び戻されたるならむと思ひて、遂に燕を見棄て、趙へ身を寄せたり、將軍の自己の便利を計るには、それにて宜しからむ、さりながら、何をもて、先王の將軍を寵遇せられし厚意に報いむとするか」と、

又曰：「富貴の曰はく、數句の内、悔、怨、恐の三意を寫して、惠王の心事見るが如しと、

樂毅報遺燕惠王書曰：「臣不佞，不能奉承王命，以順左右之心，恐傷先

王之明、有害足下之義、故遁逃走趙、今足下使人數之以罪、臣恐侍御者不察先王之所以畜幸臣之理、又不白臣之所以事先王之心、故敢以書對。

子韻「不佞」……不才といはむが如し、「王命」……惠王の召し返す命令なり、「害足下之義」……罪なくして大將を殺すは不義なるなり、「數」……責むるなり、「侍御者」……御附きの女中達なり、惠王を直接に指さぬなり、「畜幸」……給養寵幸するなり、「白」……明らかにするなり、

西漢 樂毅之に返事をして、燕の惠王に手紙を送りて曰はく、「臣不才にして、大王の召し返さる、命令を遵奉拜承して、左右の近臣の心に順ふこと能はざるは、若し燕の國へ立ち戻らば、罪なくして大將を殺されて、先王の明鑑を傷ひ、足下の高義を害せることを恐るればなり、されば、餘儀なく、齊の國より遁逃して、趙の國へ走れり、然るに、今、足下には、人をして、臣が罪を責めしめたまへり、臣は御附きの女中達の先王の臣を給養寵幸したまひし露けを察せず、又臣が先王に事へ奉りし心を明らかにせざらむことを恐るゝが故に、押し切りて、手紙をもて、御對へ申すなり、

又法 沈括隆の曰はく、恐侍御者不察先王の二句、是れ一篇の大旨なり、中間多くは是れ此の二句の意を説けりと、

臣聞賢聖之君不以祿私親、其功多者賞之、其能當者處之、故察能而授官者、成成功之君也。論行而結交者、立名之士也。臣竊觀先王之舉也、見有高世主之心、故假節於魏、以身得察於燕、先王過舉廁之賓客之中、立之羣臣之上、不謀父兄、以爲亞卿、臣竊不自知、自以爲奉令承教可幸無罪、故受令而不辭。

註解「處」……官職に居らしむるなり、「舉」……舉動なり、「假節於魏」……使者の證據の割り符の旗を魏より借用するなり、「廁」……交ふるなり、

西漢 臣が兼ねぐ、聞き及びたるには、賢聖の君は、食禄をもて、私に其の親族に與ふることなく、其の功勞の多き者は、之れを賞し、其の才能

又法 之に對ひて、臣が如き不才の者を擧げ用ひたまひて、これを賓客の中に交へ、之れを羣臣の上に立て、御父兄にも御相談なく、御一尊にて、上卿に次を亞卿とすまへり、臣は、内に身の縁を排へずして、自ら命令を奉じ、教誨を受くとも、幸に罪なかるべしと思ひたるが故に、其の命令を受けて、辭退せざりき、

西漢 淩稚隆の曰はく、此れ自ら先王に事へし所ほの由を説せりと、○李廷機の曰はく、功を成し名を立つるは、是れ一篇の主意なりと、○茅坤の曰はく、太史公前漢書の燕へ入りたる本末を説せること甚だ詳かなり、故に説の書に於て、鏡に對するが如しと、

先王命之曰、我有積怨深怒於齊、不量輕弱、而欲以齊爲事、臣曰、夫齊、霸國之餘業、而最勝之遺事也、練於兵甲、習於戰攻、王若欲伐之、必與天下圖之、與天下圖之莫若結於趙、且又淮北、宋地、楚、魏之所欲也、趙若許而約四國攻之、齊可大破也、先王以爲然。

註解「最勝之遺事」……最も他國に勝さりたる遺傳の仕事なり、

西漢 先王臣に命じて曰はく、「我れば、齊に積もりたる怨み、深き怒りあれば、己れの力の輕く弱きをも考へ量らずして、齊を伐つことを仕事としたく思ふなり」と、臣が曰はく、「全體、齊は、桓公以來の頼國の餘業にして、最も他國に勝さりたる遺傳の仕事を繼續して、兵甲を練りて、戰攻に習ひたれば、大王には、若し之れを伐ちたく思ひ召されむには、是非とも天下の諸侯と共に之れを圖りたまへ、天下の諸侯と共に之れを圖りたまはむとなれば、趙と結合したまふに如くことなからむ、且つ又現に齊に屬せる淮北の地は、楚の欲し望める場所にして、現に齊に屬せる宋の地は、魏の欲し望める場所なれば、趙若し許諾して、趙、楚、魏及び燕の四箇國と約束して、之れを攻めば、齊は大に破るべきなり」と、斯く申し上げたるに、先王には、尤なりと思ひ召されたり、

西漢 具符節南使臣於趙、顧反命、起兵擊齊、以天之道、先王之靈、河北之地、隨先王而舉之濟上、濟上之軍、受命擊齊、大敗齊人、輕卒銳兵、長驅至國、齊王遁而走莒、僅以身免、珠玉財寶、車甲珍器、盡收入於燕、齊器設於

寧臺、大呂陳於元英、故鼎反、平磨室、薊丘之植、植於汶篁、自五伯已來、功未有及先王者也、先王以爲慊於志、故裂地而封之、使得比小國諸侯、臣竊不自知、自以爲奉命承教、可幸無罪、是以受命不辭。

臣訓「顯反命」……立ち戻りて、復命するなり、「河北之地、隨先王而舉之濟上」……國策には、河北之地、隨先王舉、而有之於濟上に作れり、河北の土地は、先王の事を擧げたるに隨ひて、兵を起して、燕を助けて、濟上へ至りたれば、樂毅は、之れを濟上に於て手に入れたるなり、「濟上之軍」……濟上に陣取りたる諸侯、及び河北の軍勢なり、「長驥」……逃散に駆け向ふなり、「國」……兩都なり、「車甲」……兵車甲冑なり、「寧臺」……燕の臺の名なり、「大呂」……齊の鐘の名なり、「元英」……燕の宮殿の名なり、「故鼎」……齊に取られたる燕の以前の鼎なり、「磨室」……燕の宮殿の名なり、戰國策には、歷室に作れり、「薊丘之植、植於汶篁」……燕の都の薊丘の植物に齊の汶水の近邊に産する竹を移し植うるなり、墓は、竹築なり、「懷」……快きなり、

又注 さる程に、先王には、使者の證據の割り符の旗を具へられて、南の方趙の國へ臣を使ひに遣はされたれば、臣は、趙との約束を結びて、立ち戻りて、復命して、兵を起して、齊を擊ちたるに、天の道理と、先王の靈威との御蔭をもて、河北の土地は、先王の事を擧げたまへるに隨ひて、兵を起して、燕を助けて、濟上へ至りたれば、臣は、之れを濟上に於て手に入れたり、是に於て、濟上に陣取りたる諸侯、及び河北の軍勢は、臣が命令を受けて、齊を擊ちて、大に齊人を敗りて、手輕に度したる精銳なる兵卒は、逃散に駆け向ひて、齊の國都の臨菑まで押寄せたれば、齊王遁れて、莒へ走りて、僅に其の身だけをもて免れたり、是に於て、齊の寶藏の珠玉、財寶、兵車、甲冑、珍奇なる器物を残らず取り纏めて、燕の國へ運び入れたれば、齊の諸侯は、燕の寧臺に設置され、齊の鐘の大呂は、燕の元英宮に陳列せられ、先年の敗軍にて、齊に取られし、燕の以前の鼎は、燕の磨室に立ち戻り、燕の都の薊丘の植物には、齊の汶水の近邊に産する竹を植え込まれたり、昔の齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の五伯より以來、功業の先王に及べる者は、まだあらぬなり、先王には、此の大勝利を得て、御志しに快しと思し召されしが故に、土地を製き分かちて、臣を封ぜられて、小國の諸侯と肩を並ぶことを得しめられぬ、臣は、内と身の程を辨へずして、自ら命令を奉じ、教誨を受くとも、幸に罪なかるべしと思ひたり、是をもて、其の命令を受けて、辭退せざりき。

臣聞賢聖之君、功立而不廢、故著於春秋、蚤知之士、名成而不毀、故稱於後世、若先王之報怨雪恥、夷萬乘之彊國、收八百歲之蓄積、及至弃羣

臣之日、餘教未衰、執政任事之臣、修法令、慎庶孽、施及乎萌隸、皆可以教後世。

教後世

學問「著於春秋」……歴史の上に傳はるなり、「蚤知之士」……先見ある士なり、「夷」……平々なり、「八百歲」……齊の太公望より湣王に至るまでの年数なり、「慎庶孽」……早く太子を定めて、妾媵の子の内亂を豫防するなり、「前錄」……前は、夙に同じ、雖は、奴隸なり、至りて賤しき者をいよ。

臣が兼ねぐ聞き及びたるには、賢聖の君は、功業立ちて、慶止せざるが故に、歴史の上に傳はる、先見ある士は、名譽成りて、毀損せざるが故に、後の世にまで稱せらるとなり、先王の齊に對して怨みを報い、恥ぢを懲さたまひし御手柄の如きは、一萬輛の兵車を持てる強き國を平げて、太公望より湣王に至るまでの八百年間に積み善へたる財物を手に入れたまひしことなれば、軍臣を見棄て、薨去したまひし日に至りても、餘り残れる教誨、まだ衰へずして、政を執り事に任ずる大臣、法令を修め整へ、早く太子を定めて、妾媵の子の内亂を豫防し、下の至りて賤しき者にまで、其の法令を施し及ぼしたるは、皆後の世に教ふべき事となり。

又注 浅稚隆の曰はく、此れ己れの燕を佐けし餘澤あることを言へりと、

臣聞之、善作者不必善成、善始者不必善終、昔伍子胥、說聽於閩闇、而吳王遠迹至郢、夫差弗是也、賜之鵠夷、而浮之江、吳王不寤、先論之可立功、故沈子胥、而不悔、子胥不棄見主之不同量、是以至於入江而不化。

字訓「遠迹至郢」……遠く進みて、楚を破りて、郢の都まで至りたるなり、「不」是……伍子胥の陳めを、尤なりとせざるなり、「歸夷」……馬の草にて酒樽のやうに作りたる囊なり、不用の時は、疊々置くなり、「窮」……悟に同じ、「先論」……伍子胥の時に先立ちて論じたる事なり、「武」……早くなり、「主」……閩闇と夫差となり、「不化」……目的を變化して、他國へ立ち退かぬなり、戰國策には、不レ改に作れり、

臣が兼ねぐ聞き及びたるには、上手に事を作爲する者なればとて、屹度上手に其の事を成就すとは限らぬなり、上手に事を始むる者なればとて、屹度其の事を終へ果たすとは限らぬなりとなり、昔し、伍子胥は、其の謀を吳王の閩闇に聽き納れられれば、吳王の閩闇は、遠く進みて、楚を破りて、郢の都まで至りしが、其の子の夫差は、伍子胥の諫めを尤なりとせざして、之れに馬の草にて酒樽のやうに作りたる囊を賜ひて、其の死骸を盛りて、江水に投げ込み、吳王の夫差は、伍子胥の時に先立ちて論じたる事の手柄を立つべきことを悟らざりしが故に、伍子胥を江水に沈めて、後悔せざりき、伍子胥は、早く主君の閩闇と夫差との器量を同じくせざることを見抜かざりしをもて、江

水に投げ入れらるゝまで、目的を變化して、他國へ立ち退かざるに至りき。

反對 浩雅隆の曰はく、此れより下、自ら燕を去りし所以の由と敢て燕に背かざる意とを白うかにせりと、
夫免身立功以明先王之迹、臣之上計也、離毀辱之誹謗、墮先王之名、臣之所大恐也、臨不測之罪、以幸爲利、義之所不敢出也。

正論 【難】……程と通ず、遭ふなり、「墮先王之名」……先王の人を知りたる名前を落とすなり、「臨不測之罪」……燕を去りて趙へ走りたる測るべからざる重罪に臨むなり、「以幸爲利」……燕の疲弊したるを幸なりとして、趙をして之れを伐たしめて、己れの利益を圖るなり、「義之所不敢出也」……義として決して心に浮かばぬなり、
全體、身の福を免れて、手柄を立て、先王の事迹を明らかにするは、臣が上等の計策なり、名譽を毀損し、恥辱を受くる誹謗に遭ひて、
先王の人を知りたまへる御名前を落とさむことは、臣が大に恐るゝことなり、燕を去りて趙へ走りたる測るべからざる重罪に臨みなれば、
燕の疲弊したるを幸なりとして、趙をして之れを伐たしめて、己れの利益を圖らむことは、義として決して臣が心に浮かばざることなり、
入注 茅坤の曰はく、分解し得て明うかなりと、

臣聞古之君子、交絶不出惡聲、忠臣去國、不潔其名、臣雖不佞、數奉教於君子矣、恐侍御者之親左右之說、不察疏遠之行、故敢獻書以聞、唯君王之畱意焉。

子訓 【観】……觀愛して信用するなり。

正論 臣が兼ねて聞き及びたるには、昔の徳ある君子は、人と交際を絶ちても、其の人の事を惡しさまに罵る聲を口より出ださぬなり、忠臣は、其の國を立ち去りても、己れの罪なきことを人に語りて、其の名を潔白にせぬなりとなり、臣は、不才なりといへども、是れまで度々教訓を徳ある君子に承りて、之れを大事に守りたれば、自己の利益を圖らむとて、大王の御不爲めにひるべき事を企てむことは、決して存じ寄らぬなり、唯大王の御附きの女中達の、大王の左右の近臣の説を觀愛して信用して、掛け離れて疎遠なる臣が身の行ひを推察せられざらむことを恐るゝが故に、憚りながら、手紙を差し上げて、上間に達するなり、唯頗るくは君王の臣が書面に意を留めたまはむことを」と、以上、樂毅の返書なり。

入注 浩雅隆の曰はく、此れ己れが趙を輔けて燕を攻めざることを明かして、燕王の疑ひを解けりと、○又曰はく、此れ己れが書を遣りたる所以の意を射せりと、

於是燕王復以樂毅子樂閒爲昌國君、而樂毅往來復通燕、燕趙以爲客卿、樂毅卒於趙、樂閒居燕三十餘年、燕王喜用其相栗腹之計、欲攻趙、而問昌國君樂閒、樂閒曰「趙四戰之國也、其民習兵、伐之不可」燕王不聽、遂伐趙、趙使廉頗擊之、大破栗腹之軍於鄗、禽栗腹、樂乘、樂乘者、樂閒之宗也、於是樂閒奔趙、趙遂圍燕、燕重割地以與趙和、趙乃解而去。

子訓 【客卿】……客分の卿なり、「四戰之國」……四郡に敵を受けて、戦争の絶間なき國なり、「禽」……生け捕るなり、「宗」……一門なり、
是に於て、燕王重ねて樂毅の子の樂閒をもて、昌國君とせり、而して、樂毅は、往來して重ねて燕に交通したれば、燕、趙の兩國にて之れを客分の卿とせり、斯くて、樂毅は、趙に卒去せり、其の子の樂閒、燕に居ること三十餘年になりぬ、其の時、燕王の喜、其の宰相の栗腹の計策を用ひて、趙を攻めむと思ひ立ちて、昌國君の樂閒に見込みを尋ねしに、樂閒の曰はく、「趙は、四郡に敵を受けて、戦争の絶え間なき國なれば、其の人民は、兵事に習へり、之れを伐つことは、宜しからず」と、燕王之れを聽き納れずして、遂に趙を伐ちたるに、趙は、廉頗をして、之れを撃たしめて、大に栗腹の軍勢を鄆の地に破りて、栗腹と樂乘とを生け捕れり、樂乘は、樂閒の一門なり、是に於て、樂閒趙の國へ出奔せり、趙は、遂に燕を圍みしに、燕は、重ねて土地を割き與へて、趙と和睦せしかば、趙は、圍みを解きて去れり、
今寡人雖愚、不若紂之暴也、燕民雖亂、不若殷民之甚也、室有語、不相盡、以告鄰里、二者寡人不爲君取也、樂閒、樂乘怨燕、不聽其計、二人卒。

留趙趙封樂乘爲武襄君。

【犯謀】……君の顔色を犯して手強く諫むるなり。【不達】……直諫せしもて、貶謫せられて、願逃せざるなり。【變】……村王の改心するなり。【民志不入】……民心離れ叛きて、外へ向ふなり。【獄囚自出】……刑法亂れて、牢内の罪人の勝手に免れ出づるなり。【桀暴之累】……凶暴の惡名なり。【室有レ語、不相盡、以告鄰里】……家内に争論あるときは、互に情理を盡くして、解け合ふべきを、さはせずして、鄰り近所の他人に告げ立てるなり。其の過まちを明らかにしたるとの二つなり。

【燕王樂聞用おざりしことを發念に思ひしが、樂聞既に趙に在りたれば、燕王之れを呼び戻さむとて、樂聞に手紙を送りて曰はく、「昔の商容も、村王を直諫せしをもて、貶謫せられて、願逃せず、其の身恥辱を受くるのみなりしかど、村王の改心せむことを冀ひき、民心離れ叛きて、外へ向ひ、刑法亂れて、牢内の罪人の勝手に免れ出づるやうになるに及びて、而して後に、箕子と商容との二子は、始めて村王を見限りて、退き隠れき。されば、村王は、凶暴の惡名を負ひて、二子は、忠聖の美名を失はず、何となれば、二子は、己れの心配苦勞を盡くして、村王を抱くまで善に逢らしめむとしなればなり。今、拙者は、敗狀なりといへども、村王の暴虐程にはあらぬなり。燕の人民は、亂れたりといへども、殷の人民の甚だ亂れたる程にはあらぬなり。されば、貴君の力にて改良せられぬ筈はなからむ。家内に争論あるときは、互に情理を盡くして、解け合ふべきを、さはせずして、鄰り近所の他人に告げ立てするは、薄情の至りなり。されば、貴君の拙者を棄て、他國の趙へ往きたると、拙者の及ばざることを教へずして、其の過まちを明らかにしたるとの二つは、拙者は、貴君の爲めに、善きことなりとして取らざるなり」と、樂聞も、樂乘も、燕王の其の計策を聽き納れずして、趙を伐ちたることを怨みたれば、此のやうなる手紙を受けても、承知せずして、二人は、遂に趙に雷々たりければ、趙は、樂乘を封じて、武襄君とせり。

其明年、樂乘、廉頗爲趙圍燕、燕重禮以和乃解。

其の翌年に、樂乘、廉頗の二人、趙の爲めに、燕を圍みしに、燕は、禮儀を鄭重にして、和睦したれば、燕の圍みを解けり。

後五歲、趙孝成王卒、襄王使樂乘代廉頗、廉頗攻樂乘、樂乘走、廉頗亡入魏、其後十六年、而秦滅趙。

【秦所滅亡之齊高密】樂臣公善修黃帝老子之言、顯聞於齊、稱賢師。

其後二十餘年、高帝過趙、問樂毅有後世乎、對曰、有樂叔、高帝封之樂鄉。

又其後一十餘年、高帝過趙、問樂毅有後世乎、對曰、有樂叔、高帝封之樂鄉。

太史公曰、始齊之蒯通及主父偃讀樂毅之報燕王書、未嘗不廢書而泣也。

【太史公】樂毅の事跡を論贊して曰はく、「最前、齊の蒯通及び主父偃の二人、樂毅の燕の襄王に返事したる手紙を讀みて、一度も書物を下に差し置きて、樂毅の爲めに氣の毒なりと思ひて泣かざることはなかりきとぞ。」

樂臣公學黃帝老子、其本師號曰河上丈人、不知其所出、河上丈人教安期生、安期生教毛翕公、毛翕公教樂瑕公、樂瑕公教樂臣公、樂臣公教蓋公、蓋公教於齊高密、膠西、爲曹相國師。
【太史公】樂氏の一族の樂臣公は、黃帝老子の道を學べり、其の根本の師匠は、河上の丈人と號せり、此の人の學問は、何人より出でたるか、分かれ難し、河上の丈人は、安期生に教へけり、安期生は、毛翕公に教へけり、毛翕公は、樂瑕公に教へけり、樂瑕公は、樂臣公に教へけり、樂臣公は、蓋公に教へけり、蓋公は、齊の高密、膠西の地の人々に教へて、我か漢の相國の曹參の師匠となりぬ」と、樂臣公あり、趙の程なく秦に滅ぼされむとせしとき、此の兩人は、逃亡して、齊の高密へ往きけり、樂臣公は、善く黃帝老子の言論を學び修めて、齊に顯はれ聞こえて、賢徳ある師匠と稱せられき。

351

616

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
振替貯金口座東京一八四四番
電話浪花(84)一四〇・一四〇・一四一番

株式會社 興文社

增訂
義講列傳記史



昭和八年十一月十日印 刷
昭和八年十一月十五日發行

——定價金壹圓五拾錢——

編纂者 興文社編輯所

代表者 石川寅吉

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
株式會社 興文社

代表者 石川寅吉

終

